

令和7年度
第1回評議員会
説明資料

令和7年6月27日

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会

議案集

議案第1号

令和7年6月27日

令和6年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

詳細は、別紙「令和6年度決算書（案）」のとおり。

議案第 2 号

令和 7 年 6 月 27 日

令和 7 年度補正予算（第一次）

予算に変更すべき事由が生じたため、下記のとおり、令和 7 年度補正予算書（第一次）を提出する。

記

1. 補正の内容

(1) 事由

令和 5 年度より事務用パソコンをサブスクリプション契約により調達し、働き方改革への対応や運用管理の効率化を図ってきた。

会計処理にあたり、デバイスの契約期間が設定されていたことから、リースに準ずる取引と認識し、リース会計を適用したが、サブスクリプション契約はサービスの利用にかかる対価を支払うものであり、リース契約と異なり中途解約金の支払い義務を負わない旨が契約書に定められていることから、利用の対価を費用に計上する会計処理に変更することにした。

なお、当該契約内容に関して業者に確認中ではあるが、現契約書に基づいて会計処理を見直すこととした。

(2) 補正する勘定科目

減額する勘定科目

施設整備等による支出

ファイナンス・リース債務の返済支出 △13,024,000 円

増額する勘定科目

事業活動による支出

事務費支出

賃借料支出 13,024,000 円

※結果、収支差額に、変動はなし。

2. 令和 7 年度補正予算書（第一次）について

①法人全体資金収支補正予算書（令和 7 年 6 月）・・・ 別紙 1

②拠点区分別資金収支補正予算書（令和 7 年 6 月）・・・ 別紙 2

法人全体 資金収支補正予算書
令和7年6月

別紙 1

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	33,069,000	0	33,069,000	
寄附金収入	9,924,000	0	9,924,000	
経常経費補助金収入	503,006,000	0	503,006,000	
受託金収入	939,888,000	0	939,888,000	
貸付事業収入	695,000	0	695,000	
事業収入	90,031,000	0	90,031,000	
受取利息配当金収入	1,230,000	0	1,230,000	
その他の収入	663,000	0	663,000	
事業活動収入計(1)	1,578,506,000	0	1,578,506,000	
< 支出 >				
人件費支出	1,173,804,000	0	1,173,804,000	
事業費支出	122,501,000	0	122,501,000	
事務費支出	209,475,000	13,024,000	222,499,000	
貸付事業支出	695,000	0	695,000	
助成金支出	100,165,000	0	100,165,000	
その他の支出	18,000,000	0	18,000,000	
事業活動支出計(2)	1,624,640,000	13,024,000	1,637,664,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△46,134,000	△13,024,000	△59,158,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	1,605,000	0	1,605,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	13,024,000	△13,024,000	0	
施設整備等支出計(5)	14,629,000	△13,024,000	1,605,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△14,629,000	13,024,000	△1,605,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取戻収入	73,580,000	0	73,580,000	
事業区分間繰入金収入	6,951,000	0	6,951,000	
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	0	2,547,000	
サービス区分間繰入金収入	9,909,000	0	9,909,000	
その他の活動による収入	3,576,000	0	3,576,000	
その他の活動収入計(7)	96,563,000	0	96,563,000	
< 支出 >				
積立資産支出	27,057,000	0	27,057,000	
事業区分間繰入金支出	6,951,000	0	6,951,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	0	2,547,000	
サービス区分間繰入金支出	9,909,000	0	9,909,000	
その他の活動支出計(8)	46,464,000	0	46,464,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	50,099,000	0	50,099,000	
予備費支出(10)	10,000,000	0	10,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△20,664,000	0	△20,664,000	
前期末支払資金残高(12)	109,029,000	0	109,029,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	88,365,000	0	88,365,000	

拠点区分別 資金収支補正予算書
令和7年6月

別紙2

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
事業：社会福祉
拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	30,928,000	0	30,928,000	
寄附金収入	7,373,000	0	7,373,000	
経常経費補助金収入	461,933,000	0	461,933,000	
受託金収入	511,482,000	0	511,482,000	
事業収入	35,013,000	0	35,013,000	
受取利息配当金収入	1,230,000	0	1,230,000	
その他の収入	663,000	0	663,000	
事業活動収入計(1)	1,048,622,000	0	1,048,622,000	
< 支出 >				
人件費支出	781,746,000	0	781,746,000	
事業費支出	85,709,000	0	85,709,000	
事務費支出	123,795,000	10,759,000	134,554,000	
助成金支出	96,490,000	0	96,490,000	
その他の支出	10,116,000	0	10,116,000	
事業活動支出計(2)	1,097,856,000	10,759,000	1,108,615,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△49,234,000	△10,759,000	△59,993,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	1,605,000	0	1,605,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	10,759,000	△10,759,000	0	
施設整備等支出計(5)	12,364,000	△10,759,000	1,605,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△12,364,000	10,759,000	△1,605,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	42,455,000	0	42,455,000	
事業区分間繰入金収入	6,951,000	0	6,951,000	
サービス区分間繰入金収入	9,909,000	0	9,909,000	
その他の活動収入計(7)	59,315,000	0	59,315,000	
< 支出 >				
積立資産支出	27,057,000	0	27,057,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	0	2,547,000	
サービス区分間繰入金支出	9,909,000	0	9,909,000	
その他の活動支出計(8)	39,513,000	0	39,513,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	19,802,000	0	19,802,000	
予備費支出(10)	10,000,000	0	10,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△51,796,000	0	△51,796,000	
前期末支払資金残高(12)	109,029,000	0	109,029,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	57,233,000	0	57,233,000	

拠点区分別 資金収支補正予算書

令和7年6月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	245,000	0	245,000	
寄附金収入	200,000	0	200,000	
経常経費補助金収入	13,607,000	0	13,607,000	
受託金収入	322,532,000	0	322,532,000	
貸付事業収入	695,000	0	695,000	
事業活動収入計(1)	337,279,000	0	337,279,000	
< 支出 >				
人件費支出	217,629,000	0	217,629,000	
事業費支出	21,003,000	0	21,003,000	
事務費支出	62,250,000	1,747,000	63,997,000	
貸付事業支出	695,000	0	695,000	
助成金支出	2,520,000	0	2,520,000	
その他の支出	6,426,000	0	6,426,000	
事業活動支出計(2)	310,523,000	1,747,000	312,270,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	26,756,000	△1,747,000	25,009,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,747,000	△1,747,000	0	
施設整備等支出計(5)	1,747,000	△1,747,000	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△1,747,000	1,747,000	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	0	2,547,000	
その他の活動による収入	3,576,000	0	3,576,000	
その他の活動収入計(7)	6,123,000	0	6,123,000	
< 支出 >				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	6,123,000	0	6,123,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	31,132,000	0	31,132,000	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	31,132,000	0	31,132,000	

拠点区分別 資金収支補正予算書

令和7年6月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	1,896,000	0	1,896,000	
寄附金収入	2,351,000	0	2,351,000	
経常経費補助金収入	27,466,000	0	27,466,000	
受託金収入	105,874,000	0	105,874,000	
事業収入	41,968,000	0	41,968,000	
事業活動収入計(1)	179,555,000	0	179,555,000	
< 支出 >				
人件費支出	170,597,000	0	170,597,000	
事業費支出	15,247,000	0	15,247,000	
事務費支出	22,209,000	518,000	22,727,000	
助成金支出	1,155,000	0	1,155,000	
その他の支出	954,000	0	954,000	
事業活動支出計(2)	210,162,000	518,000	210,680,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△30,607,000	△518,000	△31,125,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
ファイナンス・リース債務の返済支出	518,000	△518,000	0	
施設整備等支出計(5)	518,000	△518,000	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△518,000	518,000	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	31,125,000	0	31,125,000	
その他の活動収入計(7)	31,125,000	0	31,125,000	
< 支出 >				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	31,125,000	0	31,125,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点区分別 資金収支補正予算書

令和7年6月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：収益

拠点：自動販売機設置事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
事業収入	13,050,000	0	13,050,000	
事業活動収入計(1)	13,050,000	0	13,050,000	
< 支出 >				
人件費支出	3,832,000	0	3,832,000	
事業費支出	542,000	0	542,000	
事務費支出	1,221,000	0	1,221,000	
その他の支出	504,000	0	504,000	
事業活動支出計(2)	6,099,000	0	6,099,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,951,000	0	6,951,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
事業区分間繰入金支出	6,951,000	0	6,951,000	
その他の活動支出計(8)	6,951,000	0	6,951,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△6,951,000	0	△6,951,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員の選定

本会の役員を次のとおり選定する。

1. 役員候補者名簿

別紙のとおり

2. 任 期

令和7年定時評議員会終結時から令和9年定時評議員会の終結時まで

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員候補者名簿

任期：令和7年定時評議員会終結時から令和9年定時評議員会の終結時まで

1. 理事【定数：23名以上25名以内】

氏名	選任区分	備考	
鈴木賢治	世田谷地域社協福祉推進協議会会長	当法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	
岡崎克美	北沢地域社協福祉推進協議会会長	〃	
吉村俊雄	玉川地域社協福祉推進協議会会長	〃	
岩波京子	砧地域社協福祉推進協議会会長	〃	新任
高橋和夫	烏山地域社協福祉推進協議会会長	〃	
田嶋宏	世田谷地域社協福祉推進協議会委員	〃	
川崎恵美子	〃	〃	
松岡宏武	〃	〃	
白須勝敏	〃	〃	
田中京子	北沢地域社協福祉推進協議会委員	〃	
手寫きみ子	〃	〃	
佐藤由美子	〃	〃	新任
小林喜美江	玉川地域社協福祉推進協議会委員	〃	
江藤真理子	〃	〃	
川邊太美雄	〃	〃	新任
本田隆志	〃	〃	
長島日出男	砧地域社協福祉推進協議会委員	〃	新任
妹尾廣子	〃	〃	新任
新井貞次	烏山地域社協福祉推進協議会委員	〃	
水野貞	〃	〃	
欠員	世田谷区町会総連合会会長	〃	
坂本雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会会長	〃	
横山康博	ボランティア団体の代表者	〃	
酒井健治	社会福祉事業を経営する団体の役職員	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	
長岡光春	世田谷区社会福祉協議会事務局長	〃	

2. 監事【定数：3名】

氏名	選任区分	備考	
近造 廸夫	地域の福祉関係者	社会福祉事業について識見を有する者	
板谷 雅光	社会福祉事業の知識経験等を有する者	〃	
丹羽 克裕	財務及び会計、経理の経験を有する者	財務管理について識見を有する者	

（敬称略。選任区分別）

社会福祉法第44条第1項により準用される法第40条第1項に定める欠格事由、特殊関係者、暴力団員等の反社会的勢力の者の該当者なし

報 告 事 項

報告事項 1

令和7年6月27日
総務課

令和6年度事業報告について

詳細は、別紙「令和6年度事業報告書」のとおり。

報告事項 2

令和 7 年 6 月 2 7 日
総 務 課

予算の流用について

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会経理規程第 1 9 条に基づき、予算の流用を行ったため、その内容を報告する。

令和6年度 予算流用一覧

令和7年3月31日現在（単位：円）

拠点区分	サービス区分	減少科目		減少金額	増加科目		増加金額	流用理由
		大	中		大	中		
地域福祉推進事業拠点区分								
	法人運営事業サービス区分							
	人件費支出	職員給料支出	341,000	人件費支出	派遣職員費支出	341,000	地域活動が回復し業務量増が継続しているため派遣契約を継続することによる	
	事務費支出	印刷製本費支出	1,011,000	事務費支出	広報費支出	1,011,000	冊子は区民への配布等広く活用することが目的のため広報費へ変更する	
	地域福祉事業サービス区分							
	0							
	事務費支出	保険料支出	5,000	事務費支出	渉外費支出	5,000	慶弔費等の回数増による	
	事務費支出	謝礼金支出	3,000	事務費支出	研修研究費支出	3,000	全国喫茶コーナー交流会に参加費が必要になったことによる	
	事務費支出	印刷製本費支出	31,000	事務費支出	事務消耗品費支出	31,000	砵地域、プリンターの使用頻度増とトナーカートリッジの値上げによる	
	事業費支出	業務委託費支出	1,000	事業費支出	雑支出	1,000	福祉喫茶どんぐりにおける売上金不足による補填分	
	事業費支出	業務委託費支出	21,000	事業費支出	諸謝金支出	21,000	フォローアップ研修の講師謝礼金が団体から個人に変更になったことによる	
	事業費支出	業務委託費支出	5,000	事業費支出	通信運搬費支出	5,000	福祉喫茶において援助者採用機会の増による	
生活自立支援事業拠点区分								
	生活困窮者自立相談支援事業サービス区分							
	事業費支出	消耗器具備品費支出	122,000	固定資産取得支出	車輛運搬具取得支出	122,000	ぶらっとにて、電動自転車購入による	
	貸付金等事業サービス区分							
	事務費支出	通信運搬費支出	1,000	事務費支出	手数料支出	1,000	郵送での住民票除票取得にあたり、定額小為替購入に手数料が必要なことによる	
	事業費支出	緊急援護費支出	25,000	貸付事業支出	貸付金支出	25,000	玉川地域、応急貸付金の不足による	
権利擁護事業拠点区分								
	成年後見推進事業サービス区分							
	事業費支出	諸謝金支出	10,000	事務費支出	渉外費支出	10,000	新規区受託事業に向けた視察を行うこととなったが、渉外費未計上による	
	事業費支出	通信運搬費支出	12,000	事務費支出	事務消耗品費支出	12,000	プリンタートナー代の増による消耗品費の不足	
	事務費支出	手数料支出	45,000	助成金支出	区民後見人活動報酬助成金支出	45,000	報酬助成金の不足による	
	事業費支出	業務委託費支出	853,000	固定資産取得支出	ソフトウェア取得支出	853,000	後見センターシステムの機能追加のため、科目変更する	
	事業費支出	旅費交通費支出	2,000	事業費支出	諸謝金支出	2,000	謝礼金の不足による	

令和7年度 予算流用一覧

令和7年5月14日現在 (単位: 円)

拠点区分	サービス区分	減少科目		減少金額	増加科目		増加金額	流用理由
		大	中		大	中		
地域福祉推進事業拠点区分								
法人運営事業サービス区分								
	事務費支出	研修研究費支出	17,000	事務費支出	賃借料支出	17,000	CSW研修の対象を全職員とし、会場確保が必要となったことによる	
	事務費支出	通信運搬費支出	62,000	事務費支出	謝礼金支出	62,000	CSW全体研修の所管課が連携推進課に変更。講師等謝礼金未計上による。	
	事務費支出	賃借料支出	1,096,000	事務費支出	土地・建物賃借料支出	1,096,000	科目変更による	
地域福祉事業サービス区分								
	事業費支出	消耗器具備品費支出	178,000	固定資産取得支出	器具及び備品取得支出	178,000	上馬塩田ふれあいの家の冷蔵庫が使用不可となり購入。予算未計上による	
	人件費支出	非常勤職員給与支出	960,000	事業費支出	諸謝金支出	960,000	はりきゅう受付業務実施にあたり、コーディネーターを設置することによる	
	事業費支出	消耗器具備品費支出	2,000	事業費支出	修繕費支出	2,000	鳥山の電動アシスト自転車の鍵が破損。修繕費の不足による。	
生活自立支援事業拠点区分								
生活困窮者自立相談支援事業サービス区分								
	事務費支出	事務消耗品費支出	1,174,000	事務費支出	雑支出	1,174,000	ぶらっと移転に伴う複合機の解約日が4月となり、R7年度予算未計上による	

社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実残額の算定について

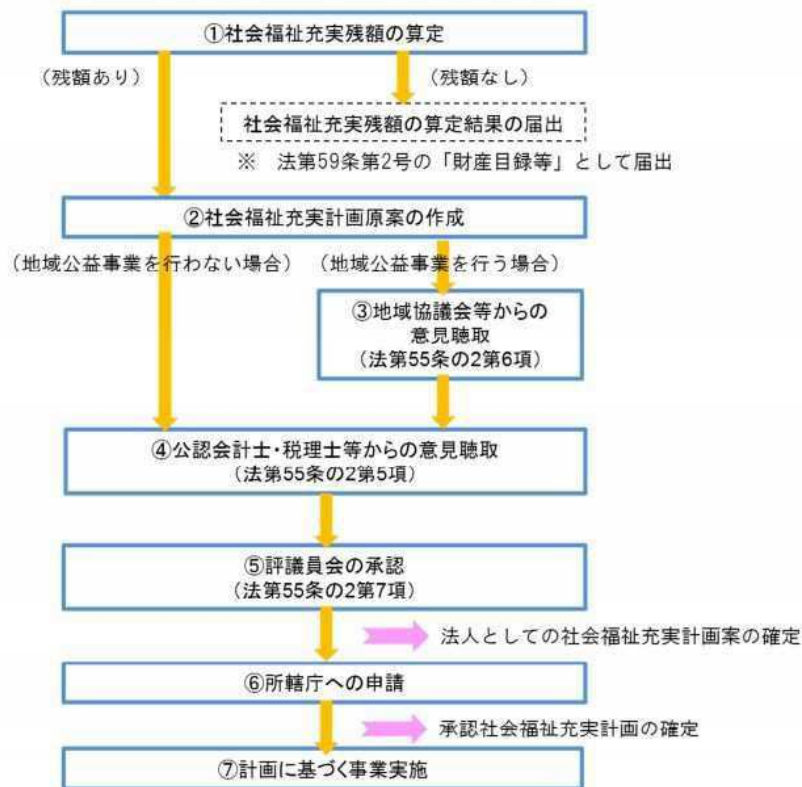
1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）においては、平成 29 年 4 月 1 日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないとされている。

また、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならない。

参考；社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



2. 社会福祉充実残額の算定結果

当法人の令和6年度社会福祉充実残額の算定結果は、△616,380,000円となり、社会福祉充実残額が0円以下であるので、社会福祉充実計画の策定は不要となる。

今後の手続きとしては、法第59条の第2号の「財産目録等」として所轄庁に届け出する。当算定結果は、他の計算書類とともに、(独)福祉医療機構の財務諸表等電子開示システムで公開される。

【社会福祉充実残額の算定】

【① 利用可能な財産】

	<u>1,277,807,942円</u>	
資産	1,814,375,961円	}
－負債	480,159,579円	
－基本金	56,408,440円	
－国庫補助金等特別積立金	0円	
	0円	

【社会福祉充実残額】

△616,380,000円 (1万円未満切り捨て)
=①－(②+⑤)

【控除対象財産】

②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	<u>328,999,250円</u>
③再取得に必要な財産	<u>0円</u>
④必要な運転資金	<u>0円</u>
⑤計画の特例※	<u>1,565,193,407円</u>

※特例として、③+④の合計額が年間事業活動支出を下回る場合は、②+年間事業活動支出を控除対象財産とすることができる。

報告事項 4

令和 7 年 6 月 2 7 日
総 務 課

会長及び常務理事の職務執行状況の報告について

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 21 条第 5 項の規定に基づき、会長及び常務理事の職務執行状況を報告する。

報告する内容は、本会会長の専決事項に関する規程（以下「規程」という。）第 2 条に定める「会長専決対象事項」を、規程第 3 条「決定権の委任」に基づき、本会規程細則（以下「細則」という。）第 2 条「当該決定の重大性に応じて別表に定める決定権受任者」のうち、会長及び常務理事が決定権受任者である事項について報告する。

1. 内容及び詳細

別紙のとおり

1. 会長の職務執行状況

対象期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日

※項番は細則第2条別表に準じ、決定事項がない項目は除した

(1)協議会運営に係る基本的な方針及び計画、企画、広報に関すること

■事業計画及び事業実績に関すること

- ・事業計画及び事業報告を作成し理事会に提案した

件名等	日時等	備考
令和7年度事業計画（案）の作成	3月3日	経営係

■住民活動計画に関すること

- ・計画を策定及び変更し理事会に提案した

件名等	日時等	備考
第4次世田谷区地域福祉活動計画（案）の策定	2月3日	連携推進係

(2)理事会・評議員会の議案の提出に関すること

■理事会、評議員会に提出する議案等に関すること

- ・理事会に付議又は報告すべき案件等について決定した
- ・評議員会に付議すべき案件について理事会に提案した

件名等	日時等	備考
第2回理事会の開催	10月7日	総務係
第2回評議員会の開催	10月21日	総務係
役員・評議員・地域福祉推進員・評議員選任解任委員候補者の推薦	10月24日	総務係
評議員選任解任委員会の開催	11月11日	総務係
第3回理事会の開催	1月30日	総務係
第3回評議員会の開催	2月18日	総務係
評議員の辞任届の受理	3月1日	総務係
第3回理事会議事録の作成	3月31日	総務係

(4)予算編成及び決算調整に関すること

■予算、決算及び会計に関すること

- ・予算及び決算の原案を作成した
- ・予算編成の基本方針を策定した

件名等	日時等	備考
9月度会計報告	10月24日	経営係
10月度会計報告	11月29日	経営係
11月度会計報告	12月27日	経営係
12月度会計報告	1月28日	経営係

1月度会計報告	2月28日	経営係
2月度会計報告	3月27日	経営係

(11)職員の人事、日常の労務管理、福利厚生に関すること

■人事に関すること

- ・ 人事管理計画を策定した
- ・ 課長及びこれに準ずる職員以上にあたる者（以下「幹部職員」）を任免した
- ・ 幹部職員の配置を行った
- ・ 幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命じた
- ・ 職員の休職及び懲戒を決定すること
- ・ 職員を解雇した
- ・ 昇任選考の実施を行った

件名等	日時等	備考
職員の退職	10月8日	経営係
	10月25日	経営係
	11月15日	経営係
	12月2日	経営係
	12月13日	経営係
	12月17日	経営係
	12月23日	経営係
	1月24日	経営係
	2月3日	経営係
	2月18日	経営係
	3月3日	経営係
3月6日	経営係	
課長職・係長職・主任職昇任選考（口頭試問）の実施	10月10日	経営係
病気休職の更新発令	11月29日	経営係
	1月31日	経営係
課長職・係長職・主任職昇任選考の結果	12月13日	経営係

■職員の服務に関すること

- ・ 常務理事の出張を命じた
- ・ 育児休業、介護休業、介護休暇、病気休暇、病気休職、職務専念義務の免除、その他、常務理事の処遇を決定した
- ・ 兼業の許可を決定した

件名等	日時等	備考
職員の副業・兼業許可申請	1月30日	経営係

(12)官公庁に対する軽易な許認可申請、届出、申告、登記並びに減免申請に関すること

■官公庁に対する軽易な許認可申請、届出、申告、登記並びに減免申請に関すること

- ・官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請を行った

件名等	日時等	備考
公園施設等設置許可申請書（更新）及び使用料等減免申請書の提出	11月25日	総務係
法人指導監査結果通知書による指示事項の改善状況報告	12月3日	総務係
時間外労働休日労働に関する協定届	12月16日	経営係
税額控除に係る証明申請	12月18日	総務係
教育財産使用許可（更新）申請	1月6日	調整係
行政財産使用許可（更新）申請	1月17日	日常生活支援係
世田谷区福祉喫茶運用物品の貸付申請	2月12日	日常生活支援係
行政財産使用許可申請及び物品貸付申請	2月18日	日常生活支援係
行政財産使用許可申請及び使用料免除申請	3月6日	調整係
行政財産使用許可（更新）申請	3月27日	日常生活支援係

(21)上記以外の報告及び他団体の役員を推薦すること

■民生委員協議会等他団体の役員を推薦すること

- ・役員を推薦を決定した

件名等	日時等	備考
人権擁護委員候補者の推薦	10月17日	総務係

(22)受贈の承認、寄附に関すること

■寄付金の受領の決定に関すること

- ・100万円以上の寄付金を受領した

件名等	日時等	備考
寄付金の受領	12月26日	総務係
	1月28日	総務係

(24)契約の締結に関すること

■契約の締結等に関すること

- ・1件の予定価格が、5,000万円以上の契約を締結すること

件名等	日時等	備考
世田谷区成年後見制度利用支援事業運営委託	3月24日	経営係
世田谷区成年後見制度利用支援事業運営委託（業務委託変更契約書）	3月27日	経営係

■上記以外の契約書等に関すること

- ・特に重要な契約書、協定書、覚書その他これに類する文書（以下「契約書等」）を取り交わした

件名等	日時等	備考
口座の解約	1月20日	経営係

2. 常務理事の職務執行状況

対象期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日

※項番は細則第2条別表に準じ、決定事項がない項目は除した

(3) 規程、規則等の制定・改廃に関すること

■規程・要綱等に関すること

- ・要綱等の制定又は改廃を行うこと

件名等	日時等	備考
区民成年後見人活動実施要領（R6.10.1施行）	10月1日	成年後見センター
会長の専決事項に関する規程細則(R6.11.7施行)	11月6日	経営係
契約事務実施細則(R6.11.7施行)	11月6日	経営係
地域福祉推進大会企画委員会設置要綱(R7.3.1施行)	2月27日	連携推進係
職員の名札着用に関する規則(R7.4.1施行)	3月13日	経営係
ふれあい・いきいきサロン事業支援要綱（R7.4.1施行）	3月13日	調整係
ふれあい・いきいきサロン事業支援要綱細則（R7.4.1施行）	3月13日	調整係
あんしん事業実施要綱（R7.4.1施行）	3月31日	成年後見センター
生活支援員執務規程実施細則（R7.4.1施行）	3月31日	成年後見センター
区民成年後見業務支援員執務規程実施細則(R7.4.1施行)	3月31日	成年後見センター

(10) 苦情処理及び要望を処理すること・第三者委員の選任に関すること

■苦情処理及び要望を処理すること・第三者委員の選任に関すること

- ・苦情解決責任者として苦情の解決及び要望を処理すること

件名等	日時等	備考
苦情申立の処理	10月22日	総務係
	12月17日	総務係
	12月18日	総務係

(11) 職員の人事、日常の労務管理、福利厚生に関すること

■職員の服務に関すること

- ・局長の出張を命じた
- ・育児休業、介護休業、介護休暇、病気休暇、病気休職、職務専念義務の免除、

その他、局長の処遇を決定した

件名等	日時等	備考
事務局長の出張及び休暇処理	その都度	

(22)受贈の承認、寄附に関すること

■ 寄付金の受領の決定に関すること

・ 10万円以上100万円未満の寄付金を受領した

件名等	日時等	備考
寄付金の受領	10月31日	調整係
	11月1日	総務係
	11月7日	総務係
	11月13日	総務係
	11月29日	調整係
	12月10日	総務係
	12月20日	総務係
	12月20日	調整係
	12月23日	総務係
	1月28日	烏山地域
	1月31日	調整係
	2月10日	総務係
	2月26日	北沢地域
	2月28日	調整係
	3月10日	調整係
	3月14日	調整係
	3月31日	総務係
3月31日	調整係	

参 考

○定款 第 21 条第 5 項（理事の職務及び権限）

会長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

○規程 第 2 条（会長専決対象事項）

会長の専決する事項は、次の事項とする（ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く）。

- (1) 協議会運営に係る基本的な方針及び計画、企画、広報に関する事。
- (2) 理事会・評議員会の議案の提出に関する事。（法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く）
- (3) 規程、規則等の制定・改廃に関する事。（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く）
- (4) 予算編成及び決算調整に関する事。
- (5) 予算の流用、予備費の計上及び使用。
- (6) 短期資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの。
- (7) 住民及び団体等の表彰に関する事。
- (8) 債権に関する事。（免除・効力の変更に関する事を含む）
- (9) 法人の組織及び権限に関する事。
- (10) 苦情処理及び要望を処理すること・第三者委員の選任。
- (11) 職員の人事、日常の労務管理、福利厚生に関する事。
- (12) 官公庁に対する軽易な許認可申請、届出、申告、登記並びに減免申請に関する事。
- (13) 職員の研修に関する事。
- (14) 諸証明に関する事。
- (15) 基本財産以外の資産管理に関する事。（固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分を含む）
- (16) 会員会費に関する事。
- (17) 文書の管理に関する事。
- (18) 情報公開に関する事。
- (19) 個人情報保護に関する事。
- (20) 後援名義又は協賛名義に関する事。
- (21) 上記以外の報告及び他団体の役員を推薦すること。
- (22) 受贈の承認、寄附に関する事。
- (23) 上記以外の収入に関する事。
- (24) 契約の締結に関する事。
- (25) 緊急を要する物品の購入。（災害・故障・保守管理関係に限定）
- (26) 評議員会で承認された予算の範囲内の支出。

○規程 第3条

会長は別に定めるところにより、第2条に規定する会長専決対象事項に関する決定権を委任することができる。

○細則 第2条（決定権の受任者）

決定権受任者は、当該決定の重大性に応じ、別表に定めるとおり常務理事、事務局長、課長若しくは地域事務所長等とする。

別表：別紙のとおり

別 表

決定権受任者						
会長の専決事項	委任事項	会長	常務理事	事務局長	主管課長	地域事務所長等
	協議会が執行する事務事業に係る方針等に関すること。	1.協議会運営に係る基本的な方針及び計画を決定すること。		1.事務処理方針を定めること。		
	事業計画及び事業実績に関すること。	1.事業計画及び事業報告を作成し理事会に提案すること。		1.事業計画及び事業報告の素案を作成すること。		
	広報に関すること。			1.広報の方針を決定すること。	1.所管に係る広報紙等の発行及び啓発を行うこと。 2.ポスター等を掲出すること。 3.所管に係るホームページ及びフェイスブック等の更新を行うこと。	
	労働組合等との交渉に関すること。		1.労働組合等との関係の基本方針を決定すること。	1.労働組合等と交渉を行うこと。 2.労働組合等と協定、覚書等の締結を行うこと。	1.労働組合等と事務折衝を行うこと。 2.軽易な労働組合等からの要望等処理すること。	
(1) 協議会運営に係る基本的な方針及び計画、企画、広報に関すること。	経営会議に関すること。			1.経営会議を開催すること。		

					1. 地区社協の計画及び進捗状況の管理に関すること。
					1. 計画及び進捗状況の管理に関すること。
					1. 計画の策定及び推進に関すること。
					1. 重要なもの。
					1. 電算の運用方針を定めること。
					1. 付議又は報告すべき案件について素案を作成すること。
					1. 要綱等の制定又は改廃を行うこと。
住民活動計画に関すること。	1. 計画を策定及び変更し理事事に提案すること。	1. 理事会に付議又は報告すべき案件等について決定すること。 2. 評議員会に付議すべき案件について理事事に提案すること。	1. 理事会に付議又は報告すべき案件等について決定すること。 2. 評議員会に付議すべき案件について理事事に提案すること。	1. 理事会に付議又は報告すべき案件等について決定すること。 2. 評議員会に付議すべき案件について理事事に提案すること。	1. 地区社協の計画及び進捗状況の管理に関すること。
事業計画の執行に関する範囲内のもの。	1. 特に重要なもの。				1. 各課の事務分掌の範囲内で他に定めのないもの。
電算の運用に関すること。					1. 電算の運用に関すること。
(2) 理事会・評議員会の議案の提出に関すること。(法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く)					
(3) 規程、規則等の制定・改廃に関すること。(法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く)	1. 規程の制定又は改廃の立案を行い理事事に付議すること。 2. 特に重要な要綱等の制定又は改廃を行うこと。	1. 規程の制定又は改廃の立案を行い理事事に付議すること。 2. 特に重要な要綱等の制定又は改廃を行うこと。	1. 規程の制定又は改廃の立案を行い理事事に付議すること。 2. 特に重要な要綱等の制定又は改廃を行うこと。	1. 規程、要綱等に関すること。	
	1. 定款の制定・変更・廃止の案件を決定すること。	1. 定款の制定・変更・廃止の案件を決定すること。	1. 定款の制定・変更・廃止の案件を決定すること。	1. 定款の制定・変更・廃止の案件を決定すること。	
	法人認可・定款に関すること。				

(4) 予算編成及び決算調整に関すること	予算、決算及び会計に関すること。	<p>1. 予算及び決算の原案を作成すること。</p> <p>2. 予算編成の基本方針を策定すること。</p>	<p>1. 予算編成の基本方針に基づき事務処理方針を定め及び通知すること。</p> <p>2. 予算書及び決算書を作成すること。</p> <p>3. 財政計画の作成に関すること。</p>	<p>1. 所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書等を作成し、提出すること。</p> <p>2. 収支状況等に関する実績報告書等を作成し、提出すること。</p> <p>3. 所管の月次報告書を作成し提出すること。</p>	
(5) 予算の流用、予備費の計上及び使用	<p>予算の流用、予備費の計上及び使用に関すること。</p>	<p>1. 1,000万円以上の予算の流用を決定すること。</p> <p>2. 予備費の充用を決定すること。</p>	<p>1. 100万円以上1,000万円未満の予算の流用を決定すること。</p>	<p>1. 予算の流用申請書を提出すること。</p>	
(6) 短期資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの	<p>短期資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のものに関すること。</p>	<p>1. 100万円以上の損害賠償及び損失補償の額を決定すること。</p>	<p>1. 50万円未満の損害賠償及び損失補償の額を決定すること。</p>		
(7) 住民及び団体等の表彰に関すること	<p>住民及び団体等の表彰に関すること。</p>	<p>1. 短期資金の借入及び返済に係る契約を締結すること。</p>	<p>1. 表彰者を決定すること。</p>		

	<p>(8) 債権に関すること。(免除・効力の変更に関することを含む)</p>	<p>分担金、利用料、及び手数料の減免又は返還金その他の債権の免除及び効力の変更に関すること。</p>	<p>1.事務局長及び課長決定 事業以外の減免、徴収停止又は履行の延期等を行うこと。</p>	<p>1.規程で定める減免、徴収停止又は履行の延期等を行うこと。(課長決定を除く。)</p>	<p>1.規程で定める利用料又は手数料等の減免を行うこと。</p>
<p>(9) 法人の組織及び権限に関すること</p>	<p>法人の組織及び権限に関すること</p>	<p>法人の組織及び権限に関すること。</p>	<p>1.協議会の組織を決定すること。</p>	<p>1.課の事務分掌を決定すること。</p>	<p>1.係の事務分掌を決定すること。</p>
<p>(10) 苦情処理及び要望を処理すること・第三者委員の選任</p>	<p>苦情処理及び要望を処理すること・第三者委員の選任</p>	<p>苦情処理及び要望を処理すること・第三者委員の選任に関すること。</p>	<p>1.第三者委員を選任すること。</p>	<p>1.苦情解決責任者として苦情の解決及び要望を処理すること。</p>	<p>1.常務理事から委任された範囲内における苦情の解決に関すること。 2.苦情の予防に関すること。</p>
	<p>人事に関すること。</p>	<p>人事に関すること。</p>	<p>1.人事管理計画を策定すること 2.課長及びこれに準ずる職員以上にあたる者(以下この項において「幹部職員」という。)を任免すること。 3.幹部職員の配置を行うこと。 4.幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命ずること。 5.職員の休職及び懲戒を決定すること。 6.職員を解雇すること。 7.昇任選考の実施すること。</p>	<p>1.職員の採用を行うこと。 2.職員の選考を行うこと。 3.職員を配置・任免すること。 4.臨時職員の雇用を承認すること。 5.職員の服務を報告させること。</p>	<p>1.総務課長は、人事記録を作成し、管理すること。 2.総務課長は、職員の履歴事項を証明すること。</p>

<p>職員の人事、日常の労務管理、福利厚生に関すること</p>	<p>職員員の勤務に関すること。</p>	<p>1. 常務理事の出張を命ずること。 2. 育児休業、介護休業、病気休業、病気休業、病気休業、病気休業、職務専念義務の免除、その他、常務理事の処遇決定に関すること。 3. 兼業の許可に関すること。</p>	<p>1. 局長の出張を命ずること。 2. 育児休業、介護休業、病気休業、病気休業、病気休業、職務専念義務の免除、その他、局長の処遇の決定に関すること。</p>	<p>1. 課長の出張を命ずること。 2. 育児休業、病気休業、職務専念義務の免除、その他、職員の出張決定に関すること。</p>	<p>所管の職員に命ずること。 1. 出張を命ずること。 2. 超過勤務及び休日勤務を命じ、及び週休日の振替を行うこと。 3. 介護休業を承認すること。 4. 休暇、育児時間、介護時間を承認すること。 5. 事務負担を定めること。 6. 職務専念義務の免除（元氣回復事業）に関すること。 7. 別に定めるもののほか、職務事項の決定に関すること。</p>	<p>地域事務所に勤務する職員に命ずること。 1. 出張を命ずること。 2. 超過勤務及び休日勤務を命じ、及び週休日の振替を行うこと。 3. 年次有給休暇、特別休暇及び育児時間、介護時間を承認すること。 4. 職務専念義務の免除（元氣回復事業）に関すること。 5. 別に定めるもののほか、職務事項の決定に関すること。</p>
<p>給与手当に関すること。</p>	<p>幹部職員の給与を決定すること。</p>	<p>1. 職員の給与を決定すること。 2. 職員の退職手当を支給すること。</p>	<p>1. 職員の給与を決定すること。 2. 職員の退職手当を支給すること。</p>	<p>1. 職員の通勤手当の月額に関すること。</p>	<p>1. 職員の通勤手当の月額に関すること。</p>	
<p>福利厚生事業に関すること。</p>		<p>1. 職員の福利厚生事業を企画すること。</p>		<p>1. 職員の福利厚生事業を企画すること。</p>		
<p>健康保険及び厚生年金保険に関すること。</p>	<p>健康保険及び厚生年金保険に関すること。</p>				<p>1. 総務課長は、健康保険及び厚生年金保険の事務を行うこと。</p>	
<p>官公庁に対する軽易な許認可申請、届出、申告、登記並びに減免申請に関すること</p>	<p>官公庁に対する軽易な許認可申請、届出、申告、登記並びに減免申請に関すること。</p>	<p>1. 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関すること。</p>		<p>1. 法人登記の申請をすること。 2. 税の申告をすること。</p>		

(11)

(12)

(13)	職員の研修に関すること	研修に関すること。		1. 研修計画を策定すること。	1. 計画に基づき研修を実施すること。	
(14)	諸証明に関すること	証明等に関すること。		1. 証明を行うこと。		
(15)	基本財産以外の資産管理に関すること。(固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分を含む)	資産の管理に関すること。		1. 財産の用途開始、用途廃止、用途変更を行うこと。 2. 財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと。 3. 資金の運用方法及び運用先を決定すること。		
(16)	会員会費に関すること	会員会費に関すること。	1. 募集方法等を決定すること。	1. 募集を実施すること。		
(17)	文書の管理に関すること	文書の管理に関すること。		1. 保存期間を経過した保存文書(保存期間1年の文書を除く。)について廃棄の決定をすること。 2. 文書を受理すること。 3. 保存期間が1年の文書について廃棄の決定をすること。 4. 保存文書及び廃棄文書を引き継ぐこと。 5. 電磁的記録の保管期間及び消去を決定すること。	1. 文書を受理すること。 2. 文書の保存期間を決定すること。 3. 保存期間が1年の文書について廃棄の決定をすること。 4. 保存文書及び廃棄文書を引き継ぐこと。 5. 電磁的記録の保管期間及び消去を決定すること。	地域事務所の文書に関して次のことを行うこと。 (1) 文書等の発信、收受を行うこと。 (2) 保管及び廃棄を行うこと。 (3) 保存文書及び廃棄文書を引き継ぐこと。 (4) 電磁的記録の消去を決定すること。

(18)	情報公開に関すること	情報公開に関すること。		1.協議会情報の開示の可否を決定すること。			
(19)	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関すること。	個人情報保護に関すること。	1.個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の可否を決定すること。	1.個人情報の適正管理に関すること。 2.個人情報保護の啓発に関すること。 3.個人情報保護担当者の指導・育成に関すること。		
(20)	後援名義又は協賛名義に関すること	後援名義又は協賛名義に関すること。	後援名義又は協賛名義に関すること。		1.後援名義又は協賛名義に関すること。		
(21)	上記以外の報告及び他団体の役員を推薦すること	民生委員協議会等他団体の役員を推薦すること。	1.役員を推薦を決定すること。				
(22)	受贈の承認、寄附に関する	報告に関すること。 寄付金の受領の決定に関すること。	1.特に重要な事項に関する報告、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 1.100万円以上の寄付金を受領すること。	1.重要な事項に関する報告、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 1.10万円以上100万円未満の寄付金を受領すること。	1.定例的で重要な事項に関する報告、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 1.10万円未満の寄付金を受領すること。	1.定例的な事項に関する報告、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。 1.地域事務所での定例的な事項に関する報告、申請、照会、回答、通知等を行うこと。	

<p>ること</p>	<p>寄附金の収入に関する こと。</p>	<p>1.1,000万円以上の収入を 決定すること。</p>	<p>1.1,000万円未満の収入を 決定すること。</p>	<p>1.地域事務所に関する100 万円未満の収入を決定す ること。</p>
<p>上記以外の収入に関する こと</p>	<p>収入に関すること。</p>	<p>1.1,000万円以上の収入を 決定すること。</p>	<p>1.1,000万円未満の収入を 決定すること。</p>	<p>1.地域事務所に関する100 万円未満の収入を決定す ること。</p>
<p>契約の締結に関すること</p>	<p>契約の締結等に関するこ と。</p>	<p>1.1件の予定価格が、500 万円以上、2,000万円未満 の契約を締結すること。</p>	<p>1.1件の予定価格が、500 万円以上、2,000万円未満 の契約を締結すること。</p>	<p>1.地域事務所に関する1件 の予定価格が50万円未満 の契約を締結すること。</p>
<p>契約の締結に関すること</p>	<p>上記以外の契約書等に関 すること。</p>	<p>1.1件の予定価格が、 5,000万円以上、1億円 未満の契約を締結するこ と。</p>	<p>1.1件の予定価格が、500 万円以上、5,000 万円未満の契約を締結す ること。</p>	<p>1.総務課長は1件の予定価 格が、500万円未満の契約 を締結すること。(課長、地 域事務所長に委任された ものを除く) 2.1件の予定価格が、500 万円未満の契約でかつ随 意契約によることができる 契約及び100万円未満の 契約を締結すること。(地域 事務所長に委任されたもの を除く)</p>
<p>緊急を要する物品の購入 (災害・故障・保守管理関 係)に限定</p>	<p>緊急を要する物品の購入 に関すること。(災害・故 障・保守管理関係に限定)</p>	<p>1.特に重要な契約書、協 定書、覚書その他これに類 する文書(以下この項にお いて「契約書等」という) を取り交わすこと。</p>	<p>1.契約書等を取り交わすこ と。</p>	<p>1.地域事務所に関する100 万円未満の支出を決定す ること。</p>
<p>評議員会で承認された予 算の範囲内の支出</p>	<p>支出に関すること。</p>	<p>1.緊急を要する物品の購 入すること。(災害・故障・ 保守管理関係に限定)</p>	<p>1.緊急を要する物品の購 入すること。(災害・故障・ 保守管理関係に限定)</p>	<p>1.地域事務所に関する100 万円未満の支出を決定す ること。</p>

こと

こと

契約の締結に関すること

緊急を要する物品の購入
(災害・故障・保守管理関
係)に限定

評議員会で承認された予
算の範囲内の支出

令和6年度債権の免除について

経理規程第37条（債権の免除等）に基づき、応急貸付金等の本会の債権について下記の通り免除を決定したので報告する。

記

- 1. 免除件数 5件
- 2. 免除金額 540,099円
- 3. 免除内訳

単位（円）

債権内容	免除対象額	免除の事由
(1) 応急貸付金	9,000	所在不明 （緊急援護金運営規程応急貸付金 運営細則第10条2項）
(2) 権利擁護事業利用料等	4,000	死亡 （権利擁護事業（あんしん事業） 債務管理実施細則第8条2項）
(3) 権利擁護事業利用料等	5,099	死亡 （権利擁護事業（あんしん事業） 債務管理実施細則第8条2項）
(4) 法人後見監督報酬	144,000	死亡 （法人後見報酬及び後見監督報酬等に係る 管理要綱第8条1項(1)）
(5) 法人後見監督報酬	378,000	死亡 （法人後見報酬及び後見監督報酬等に係る 管理要綱第8条1項(1)）
計	540,099	

- 4. その他
裏面 各事業の根拠規定参照

【各事業の根拠規定】

①応急貸付金

- ・緊急援護金運営規程（一部抜粋）
（応急貸付金の償還）

第8条

3 会長は、借受人の死亡、その他やむを得ない事情により償還ができなくなったと認められる場合には、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

- ・緊急援護金運営規程応急貸付金運営細則（一部抜粋）
（申請による償還免除）

第9条 規程第8条第3項に規定するやむを得ない事情とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(2) 借受人が償還期限到来後2年以上所在不明となっていて、保証人から未償還金額を償還させることが困難であると認められるとき。

- ・緊急援護金運営規程応急貸付金運営細則（一部抜粋）
（職権免除）

第10条 前条にかかわらず、第9条第1項に該当するとき、会長は、職権免除をすることができる。

2 第9条第1項に該当しているとき、地域社協課長は応急貸付金職権免除意見書（第11号様式）を会長に提出する。

②権利擁護事業(あんしん事業)利用料等

- ・権利擁護事業(あんしん事業)債務管理実施細則（一部抜粋）
（申請による支払免除）

第7条 会長は、次の各号に該当するとき、支払いを免除することができる。

(1) 利用者等が死亡した場合で、相続人から債権を回収することが困難であると認められるとき。

- ・権利擁護事業(あんしん事業)債務管理実施細則（一部抜粋）
（職権支払免除）

第8条 前条にかかわらず、第7条第1項に該当するとき、会長は、職権で支払いを免除することができる。

2 第7条第1項に該当するとき、権利擁護支援課長は、権利擁護事業（あんしん事業）利用料等支払い免除意見書（様式第4号）を会長に提出する。

③法人後見監督報酬

- ・法人後見報酬及び後見監督報酬等に係る債権管理要綱
（申請による支払免除）

第7条 会長は、次の各号に該当するとき、相続人の申請を受け、支払いを免除することができる。

(1) 相続人に支払い能力がないと認められるとき。

- ・法人後見報酬及び後見監督報酬等に係る債権管理要綱
（職権支払免除）

第8条 前条にかかわらず、第7条第1項に該当するとき、会長は、職権で支払いを免除することができる。

(1) 相続人がいないとき。

令和7年6月27日
総務課

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員の選任について

現評議員の就任期間が本年6月27日の定時評議員会の終結時をもって満了となるため、6月23日に行われた本会評議員選任・解任委員会で次期評議員が選任されたので報告する。

なお、選任された64名は、社会福祉法で定める欠格事由や特殊関係者、暴力団員等反社会的勢力の者の該当者ではない。

1. 評議員名簿

別紙のとおり

2. 就任期間

令和7年定時評議員会の終結時（令和7年6月27日）から令和11年定時評議員会の終結時まで

令和7年6月27日

報告事項6

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

評議員名簿

就任期間：令和7年定時評議員会の終結時（令和7年6月27日）から令和11年定時評議員会の終結時まで

注記

1. 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会については、「区社協」と略称し記載
2. 地区社会福祉協議会については、「地区社協」と略称し記載
3. 世田谷区民生委員児童委員協議会については、「民生児童委員」と略称し記載
4. 地区民生委員児童委員協議会については、「地区民児協」と略称し記載

1. 世田谷地域 (17名)

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
1	とみざわ 富澤 美智代 みちよ 美智代	S31.7.30	〒154-0001 池尻2-26-7	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・民生児童委員会会長 ・現評議員 	民生委員、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>
2	きたの 北野 康子 やすこ 康子	S33.7.25	〒154-0001 池尻2-21-15-301	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・民生児童委員 ・現評議員 	民生委員、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>
3	やまざき 山崎 和則 かずのり 和則	S25.1.15	〒154-0004 太子堂5-14-10	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・町会長 ・現評議員 	町会、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>
4 新任	いとう 伊藤 善雄 よしお 善雄	S28.6.11	〒154-0004 太子堂5-2-15	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・民生児童委員会副会長 	民生委員、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>
5	よしざわ 芳澤 容子 やすこ 容子	S19.6.16	〒154-0023 若林3-24-11	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・現評議員 	地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>
6	あづち 安土 美智子 みちこ 美智子	S30.5.1	〒154-0023 若林4-17-3	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・現評議員 	地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>
7	にしがき 西垣 禮子 れいこ 禮子	S18.4.1	〒154-0016 弦巻4-1-16	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・現評議員 	地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>	<p>1 該当あり</p> <p>2 該当なし</p>

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
8	むらかみ ちえこ 村上 知恵子	S22.12.13	〒154-0016 弦巻2-5-4	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・日赤分団副分団長 ・現評議員 	日赤、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
9 新任	くろだ まきこ 黒田 眞喜子	S20.7.28	〒156-0052 経堂4-39-5	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・日赤分団長 	日赤、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
10 新任	おがわら くきえ 小河原 邦妃江	S30.3.25	〒156-0052 経堂3-23-3	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・民生児童委員会会長 	民生委員、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
11	すどう かずよ 須藤 和代	S26.8.9	〒154-0002 下馬3-22-2	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・日赤分団長 ・現評議員 	日赤、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
12 新任	おおさわ やすよ 大澤 康代	S28.3.2	〒154-0002 下馬2-43-2	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・民生児童委員会副会長 	民生委員、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
13 新任	はった あけみ 八田 明美	S27.7.12	〒154-0002 下馬5-3-6	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・民生児童委員 	民生委員、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
14	たきしま ひでお 滝嶋 秀夫	S16.11.23	〒154-0003 野沢1-6-5	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・町会長 ・現評議員 	町会、地区社協運営に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
15	たにざき 谷崎 茂保 しげやす	S19.5.4	〒154-0012 駒沢1-9-15	・地区社協運営委員 ・現評議員	地区社協運営に長 年携わり、社会福 祉法人の適正な運 営に必要な識見を 有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
16 新任	まつもと 松本 道子 みちこ	S28.12.10	〒154-0011 上馬1-7-3	・地区社協副会長 ・民生児童委員会 会長	民生委員、地区社 協運営に長年携わ り、社会福祉法人 の適正な運営に必 要な識見を有して いる	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
17	たかはし 高橋 直之 なほゆき	S47.10.8	〒154-0011 上馬4-12-3	・社会福祉法人 東京育成学園 園長 ・現評議員	長年に渡り児童福 祉の向上に寄与 し、社協活動への 理解も深く、社会 福祉法人の適正な 運営に必要な識見 を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

※上記17名はいずれも暴力団員等反社会的勢力の者の該当者なし

2. 北沢地域 (13名)

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
1 新任	すぐる 勝呂 尚弘 なおひろ	S30.1.4	〒154-0022 梅丘 3-5-21	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協運営委員 町会副会長 	地区社協活動や町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
2 新任	こうづ 神津 光年 みつとし	S40.5.21	〒155-0033 代田 3-42-7	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協運営委員 自治会副会長 	地区社協活動や町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
3	つざき 都崎 裕子 ひろこ	S19.1.30	〒155-0032 代沢 2-33-17	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協運営委員 町会副会長 (町会会長代行) 現評議員 	地区社協活動や町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
4	まつお 松尾 照子 てるこ	S23.11.13	〒155-0032 代沢 5-5-8	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協会長 地区民児協会長 現評議員 	民生児童委員協議会会長や地区社協役員として長年地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
5	かのう 狩野 千賀子 ちかこ	S18.12.19	〒155-0033 代田 4-3-28	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協会計 町会副会長 現評議員 	地区社協活動や町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
6	こうの 河野 清 きよし	S20.11.27	〒156-0041 大原 1-23-8	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協監事 町会会長 現評議員 	地区社協活動や町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
7	増山 晶一 まややま しょういち	S17.10.2	〒155-0031 北沢 2-33-5	・地区社協副会長 ・現評議員	地区社協役員として地域活動に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
8 新任	川村 恵美子 かわむら えみこ	S32.11.11	〒155-0031 北沢 2-17-9	・地区社協副会長 ・地区民児協会長	民生児童委員協議会会長・地区社協副会長として地域福祉活動に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
9 新任	三橋 直子 みつはし なおこ	S25.5.6	〒155-0043 松原 5-58-17	・地区社協会長 ・自治会副会長	地区社協会長や町会役員として長年地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
10 新任	山田 さとこ やまだ さとこ	S24.12.16	〒155-0043 松原 3-4-10	・地区社協運営委員 ・民生児童委員	地区社協活動や民生児童委員として長年地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
11	上田 啓子 うえだ けいこ	S18.8.27	〒156-0044 赤堤 1-17-3	・地区社協運営委員 ・町会総連合会副会長 (会長代行) ・町会会長 ・現評議員	地区社協や町会役員として長年地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
12	中村 佳寿子 なかむら かずこ	S23.3.16	〒156-0045 桜上水 5-31-7	・地区社協会計 ・町会役員 ・現評議員	地区社協や町会役員として長年地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
13	杉山 真生子 （まきやま まきこ）	S44.1.30	〒156-0043 松原3-40-7 パインフイール ドビル201	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 めぐはうす地域生 活支援センター 施設長 現評議員 	長年に渡り障害者福祉の向上に寄与し、社協活動への理解も深く、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

※上記13名はいずれも暴力団員等反社会的勢力の者の該当者なし

3. 玉川地域 (15名)

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
1	増田 美智子 まさだ きよこ みちこ	S22.11.3	〒158-0084 東玉川 2-8-18	・地区社協副会長 ・現評議員	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
2	染野 和夫 ぞめの かずお わく	S20.11.3	〒158-0083 奥沢 1-62-9	・地区社協副会長 ・町会役員 ・現評議員	地区社協活動や、町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者である。	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
3 新任	小西 玲子 こにし れいこ	S30.7.20	〒158-0085 玉川田園調布 2-11-10	・地区社協副会長	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
4 新任	白勢 見和子 しろせ みわこ みわこ	S23.2.21	〒158-0083 奥沢 8-16-5	・地区社協副会長	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
5	前田 美智子 まえだ みちこ みちこ	S19.10.7	〒158-0082 等々力 4-15-3	・地区社協会計 ・現評議員	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
6	野村 君子 のむら きみこ きみこ	S23.6.29	〒158-0086 尾山台 1-9-3	・地区社協監事 ・現評議員	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
7	とよだ かずえ 豊田 和江	S28.2.20	〒158-0083 野毛1-14-32	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協会長 地区民児協会長 現評議員 	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
8 新任	たなか ともこ 田中 知子	S41.11.24	〒158-0093 上野毛2-5-23	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協運営委員 地区民児協副会長 	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
9	こじま かずこ 小島 和子	S25.4.13	〒158-0097 用賀2-38-17	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協会計 民生児童委員 町会副会長 現評議員 	地区社協活動や、町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
10	かまた よしつぐ 鎌田 嘉次	S18.4.30	〒158-0097 用賀3-8-16	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協副会長 町会会長 現評議員 	地区社協活動や、町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
11	たかはし さとこ 高橋 聡子	S22.2.9	〒158-0095 瀬田2-22-17	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協副会長 現評議員 	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
12	たかはし せつこ 高橋 節子	S26.10.10	〒158-0095 瀬田4-11-33-701	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協運営委員 地区民児協会長 現評議員 	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
1 3	くろき 黒木 勉 つとむ	S22. 5. 24	〒158-0081 深沢 5-27-1	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・町会長 ・現評議員 	地区社協活動や、町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
1 4 新任	もりた 森田 邦夫 くにお	S31. 10. 26	〒158-0081 深沢 2-16-24	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・地区区民協副会長 	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
1 5	すきた 杉田 春義 はるよし	S22. 1. 12	〒158-0095 瀬田 5-30-8	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区身体障害者福祉協会会長 ・現評議員 	長年に渡り障害者福祉の向上に寄与し、社協活動への理解も深く、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

※上記15名はいずれも暴力団員等反社会的勢力の者の該当者なし

4. 砧地域（11名）

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
1 新任	小林 省伍 こばやし しょうご	S19.6.13	〒157-0072 祖師谷 2-9-18	・地区社協副会長 ・自治会会長	長年、自治会活動や地区社協事業に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
2 新任	中西 一善 なかにし かずよし	S24.7.4	〒157-0071 千歳台 2-38-10	・地区社協運営委員 ・自治会会長	自治会活動や地区社協事業に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
3	石井 優子 いしい ゆうこ	S32.3.17	〒157-0072 祖師谷 5-30-4 メゾン・ド・バ・ルグイエ-A 棟 102	・地区社協運営委員 ・地区民児協会長 ・現評議員	民生委員活動や地区社協活動に長年携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
4	吉川 百合子 よしかわ ゆりこ	S17.8.27	〒157-0066 成城 6-29-16	・地区社協運営委員 ・現評議員	地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
5 新任	飯田 育代 いいた いくよ	S33.4.9	〒156-0055 船橋 3-6-5	・地区社協監事 ・町会会長	地区社協活動や町会活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
6 新任	綱木 雅敏 つなき まさとし	S25.9.24	〒156-0055 船橋 5-17-16 -601	・地区社協副会長 ・地区町会・自治会連 合会会長	長年、社会福祉協議会の活動や町会活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
7	あらかわ 荒川 和茂 かずしげ かづしげ 和茂	S27.9.15	〒157-0067 喜多見 6-6-18	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協会長 ・自治会会長 ・青少年地区委員会 会長 ・現評議員 	長年、社会福祉協議会の活動や自治会等の活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
8	おか 岡 幸子 さちこ	S23.12.24	〒157-0067 喜多見 2-10-14-207	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・自治会相談役 ・日赤分団 ・現評議員 	長年、地域福祉推進員として、社会福祉協議会の活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
9	いしい 石井 敏春 としはる 敏春	S22.9.22	〒157-0074 大蔵 6-3-7	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・町会長 ・現評議員 	長年、地区社会福祉協議会の活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
10 新任	あんどう 安藤 茂 しげる 茂	S27.2.3	〒157-0074 大蔵 1-12-1	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・町会長 	長年、地区社会福祉協議会の活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
11	おくだ 福田 公英 きみひで 公英	S46.12.20	〒157-0076 岡本 2-33-24	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人泉会 岡本福祉作業ホ ム施設長 ・現評議員 	長年に渡り障害者福祉の向上に寄与し、社協活動への理解も深く、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

※上記11名はいずれも暴力団員等反社会的勢力の者の該当者なし

5. 烏山地域（8名）

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
1	しまだ 島田 益吉 ますきち	S25.6.7	〒156-0056 八幡山 3-6-2	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・町会長 ・現評議員 	町会、地区社協等 地域福祉活動に携 わり、社会福祉法 人の適正な運営に 必要な識見を有し ている	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
2	みやさか 宮坂 公子 きみこ	S32.1.24	〒156-0056 八幡山 3-28-11	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・地区民児協会長 ・現評議員 	民生児童委員、地 区社協活動等地域 福祉活動に携わ り、社会福祉法人 の適正な運営に必 要な識見を有して いる	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
3	あんどう 安藤 正一 まさかず	S23.4.16	〒157-0063 粕谷 4-23-12	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・地区民児協会長 ・現評議員 	民生児童委員、地 区社協活動等地域 福祉活動に携わ り、社会福祉法人 の適正な運営に必 要な識見を有して いる	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
4	はらしま 原島 十一 といち	S25.10.20	〒157-0065 上相師谷 2-9-6	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協会計 ・自治会長 ・現評議員 	町会、地区社協等 地域福祉活動に携 わり、社会福祉法人 の適正な運営に必 要な識見を有して いる	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
5	すぎた 杉田 紀子 のりこ	S27.6.24	〒157-0061 北島山 9-15-1	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協会計 ・日赤分団長 ・現評議員 	日赤奉仕団、地区 社協活動等地域福 祉活動に携わり、 社会福祉法人の適 正な運営に必要な 識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
6	なみき 並木 正道 まさみち	S32.3.2	〒157-0062 南島山 4-9-18	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協副会長 ・地区民児協会長 ・現評議員 	民生児童委員、地 区社協活動等地域 福祉活動に携わ り、社会福祉法人 の適正な運営に必 要な識見を有して いる	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事項	特殊関係者
7 新任	しゅいばし 椎橋 順志子 よしこ	S33.7.30	〒157-0062 南烏山 6-9-9	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協運営委員 ・地区民児協副会長 	民生児童委員、地区社協活動等地域福祉活動に携わり、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
8	こいそ 小磯 満	S32.6.15	〒156-0057 上北沢 3-8-19	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人雲柱社理事長 ・現評議員 	長年に渡り児童福祉等の向上に寄与し、社協活動への理解も深く、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している	無	1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

※上記8名はいずれも暴力団員等反社会的勢力の者の該当者なし

報告事項 7

令和7年6月27日
総務課

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会委員の選任について

現委員の任期が令和7年定時評議員会の終結時で任期満了となることから、本年6月12日に開催した第1回理事会で次期委員が選任されたので報告する。

1. 評議員選任・解任委員

構成	氏名	所属団体
外部委員 (新任)	諏訪 徹	日本大学文理学部 社会福祉学科教授
外部委員	松本 公平	公益財団法人 世田谷区保健センター理事長
外部委員	若林 一夫	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会 事務局長
監事	板谷 雅光	世田谷区社会福祉協議会監事
事務局員	雨宮 弘仁	世田谷区社会福祉協議会 総務課長

2. 任期

令和7年定時評議員会終結時から令和11年定時評議員会終結時まで

【参考】

定款：(評議員の選任及び解任) 第7条

2. 評議員選任・解任委員は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
3. 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

令和7年6月27日
総務課

役員賠償責任保険契約の決定について

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（令和3年3月1日）に伴う改正社会福祉法第45条の22の2の規定（一般社団・財団法人法第118条の3の準用）に基づき、本会が締結する役員等賠償責任保険契約の内容等について提出する。

1. 契約内容

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 保険会社 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| (2) 被保険者 | 本会理事・監事・評議員 |
| (3) 保険の名称 | 役員賠償責任保険（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険） |
| (4) 保険期間 | 1年間
(令和7年7月1日午後4時～令和8年7月1日午後4時) |
| (5) 保険料 | 132,090円 |
| (6) 保険金の支払事由および支払限度額 | |
| ①支払事由 | 被保険者である理事、監事、評議員等がその地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等。 |
| ②支払限度額 | 3億円 |

【参考】（一般社団・財団法人法第118条）

（役員等のために締結される保険契約）

第百十八条の三 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

引き続き安心して役員に就任いただくために

1. 役員賠償責任保険

(D&Oマネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険))

被保険者(補償の対象となる方)

【個人被保険者】(*1)

- ①加入社会福祉法人の役員(理事・監事)、執行役員、社外派遣役員および評議員
- ②重要な役割を担う職員(施設長や管理職従業員等)(*2)

※上記の地位に基づいて遂行する記名法人の職務または業務に関する限りにおいて個人被保険者とする。

※個人被保険者が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の個人被保険者とします。

【法人】(記名法人が被保険者となるのは、「(2)主な補償内容-II.補償契約に関する補償」、「同-III.法人に関する補償」の法人費用、「同-IV.その他の補償」の緊急費用を負担したことによって被る損害に限ります。記名法人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。)

③記名法人(加入社会福祉法人)

(*1)個人被保険者には初年度契約始期日以降に上記の地位を退任または退職した者およびこのご加入の保険期間中にこれらの地位に新たに就任した者を含みます。

(*2)重要な役割を担う職員とは、理事会の決議によって重要な役割を担う職員として選任された方を指します(社会福祉法第45条13)。具体的な役職の規定は社会福祉法中にはありませんので、各法人の実態に応じることとなります。



本保険の特長


1. 本保険は、役員等が行った行為(不作為を含みます)に起因して、役員等に対して損害賠償請求がなされたことにより役員等が被る「法律上の賠償責任」「争訟費用」に対して、保険金を支払います。また、「言いがかり的な訴訟」にも対応いたします。
2. 損害賠償請求が提起される「おそれの生じた状況」であっても弁護士に相談した場合の弁護士相談費用等所定の損害賠償請求対応費用を補償いたします。
3. ハラスメント、不当解雇、過労死、過労自殺等の従業員の方とのトラブルにより、従業員から役員の皆様個人に対して「慰謝料請求等の訴訟が提起された場合にも対応」いたします。身体の障害、精神的苦痛についての訴訟についても対応しており、争訟費用がお支払対象となります。
4. 法人から役員等への賠償請求も補償いたします。
5. 費用の補償が充実しており、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に法人内調査を行うために法人が負担する費用や、第三者委員会設置・活動費用などの各種費用を補償いたします。

(1) 想定される事故事例と補償の概要

第三者からの訴訟 法人からの訴訟 や言いがかり訴訟まで
社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。

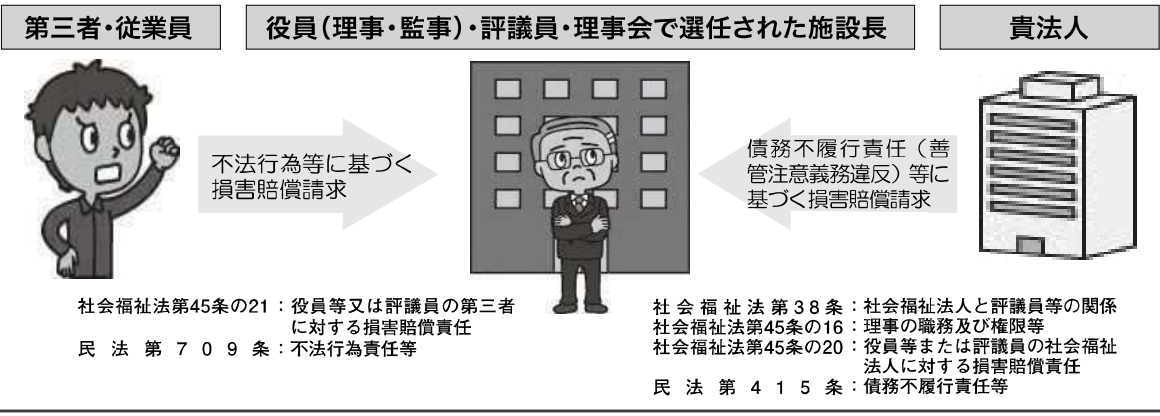
想定される事故事例

<p>不適切な法人運営・管理</p> <p>(法人からの損害賠償請求例) 定款上許されない株式投資信託を購入し、値下がりにより損害を被った。専務理事の善管注意義務違反として、当該法人から訴えられた。</p>	<p>職員の不正</p> <p>職員が不正に資金を流用し、法人に損失が発生、債務の返済が不可能となった。役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求訴訟が提起された。</p>	<p>パワハラ・セクハラ</p> <p>法人内でセクシャルハラスメントを受けた女性職員から、法人が何ら再発防止策を講じないためにセクシャルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。</p>
<p>職員の過労死・過労自殺</p> <p>職員が過労死したのは、長時間労働を理事らは容易に認識できたにもかかわらず問題を放置したのが原因であり、理事は任務懈怠責任を負うとして、遺族から理事個人に対して、損害賠償を請求された。</p>	<p>利用者との関係</p> <p>職員が興奮状態にあった入所者をうつぶせの状態に押しつけたところ、死亡してしまった場合において、入所者を制止する方法についての指導やマニュアル整備を怠った過失があるとして、遺族から役員個人に対して、損害賠償請求を請求された。 <small>(身体障害についての損害賠償請求は、争訟費用のみお支払対象となります。)</small></p>	<p>近隣住民との関係</p> <p>施設からの騒音が我慢の限度を超えた違法なものであり、防音壁の設置を求めたがかわず、騒音で精神疾患になり入院したなどとして、施設の近くの住民から施設を運営する社会福祉法人の役員個人に対して、損害賠償を請求された。 <small>(精神的苦痛についての損害賠償請求は、争訟費用のみお支払対象となります。)</small></p>

重要  ◎賠償請求を受けた場合、役員等の皆様の個人の財産で賠償しなければなりません。
 ◎賠償金の支払債務は相続の対象となり、相続人であるご家族が負担しなければなりません。

補償の概要

貴法人の役員等の皆様(個人被保険者)が、その業務について行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に役員の皆様が損害賠償請求がなされたことによって被る損害や争訟費用等に対して、保険金をお支払いいたします。



役員の日々の業務が、思わぬ損害賠償リスクにつながるおそれがあります。

役員賠償責任保険は、役員が損害賠償リスクを補償することで、
 役員が健全な経営判断および貴法人の更なる発展をサポートします。

(2) 主な補償内容

【特徴①】費用の補償が充実！

I 役員（個人被保険者）に関する補償

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、 保険金をお支払いします。)	想定している手続き			保険期間中 支払限度額	免責 金額
		民事	行政	刑事		
法律上の損害賠償金	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	○			5000万円、1億円、3億円のいずれか。	なし
争訟費用	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用(個人被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)で、引受保険会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、引受保険会社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限ります。	○			※身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については、上記の10%	
I 役員に関する補償 役員費用	損害賠償請求対応費用	個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。)が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。	○			なし
	公的調査等対応費用	公的機関からの要請に基づき法人が法人内調査を開始した場合または法人に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその法人内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。		○		
	刑事手続対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料(保証金その他の担保は除きます。)を含みます。			○	
	財産または地位の保全手続等対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止め命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。		○	○	
	信頼回復広告費用	個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	○		○	
					保険期間中 総支払限度額または1億円のいずれか 低い額	

II 補償契約に関する補償

補償項目	補償の概要 (保険期間中にI「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	想定している手続き			保険期間中 支払限度額	免責金額
		民事	行政	刑事		
II 補償契約に関する補償 補償契約	役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、個人被保険者に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。	I「役員に関する補償」と同じ			I「役員に関する補償」と同額(共有)	I「役員に関する補償」と同額

Ⅲ 法人に関する補償

補償項目 (お支払いする保険金)		補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、 保険金をお支払いします。)	保険期間中 支払限度額 (*2)	免責金額
Ⅲ 法人に関する補償 (*1)	法人費用	法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関する法人内調査(*)を開始した場合に、法人内調査を行うために法人が負担した費用(法人に雇用されている者に対して定期的に支払う給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。)をいいます。 (*この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限りです。	1,000万円	なし
	第三者委員会設置・活動費用	法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用(法人に雇用されている者に対して定期的に支払う給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。)をいいます。	5,000万円	

(*1) 記名法人が被保険者となるのは、上表のとおり法人費用を負担したことによって被る損害に限り、記名法人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。

(*2) 上表の「保険期間中支払限度額」は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

※法人に関する補償は、上記以外にも提訴請求対応費用、訴訟告知受理に関する公告・通知費用、会社補助参加調査費用、会社補助参加費用、文書提出命令対応費用、役員に対する責任免除に関する公告・通知費用を補償します。

Ⅳ その他の補償

緊急費用

補償の概要		保険期間中 支払限度額	免責金額
次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償(Ⅰに定めるもの)・補償契約に関する補償(Ⅱに定めるもの)・法人に関する補償(Ⅲに定めるもの)について、引受保険会社の事前の書面による同意を得ずに法人や役員が負担した費用をいいます。 ①被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ②これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後的に同意すること。		500万円	なし

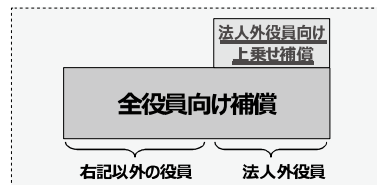
(3) その他の特徴

法人外役員向け上乗せ補償(追加支払限度額)

【特徴②】法人外役員も手厚くお守りします!

法人外役員(非業務執行理事等)について、法人外役員ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての法人外役員に対して支払う保険金の額を合計して5億円を限度とします。)

⇒法人外役員の招聘に際して、ご安心いただけるよう十分な支払限度額を設定いただくことも重要ですので、右図の「全役員向け補償」部分(基本の支払限度額)の支払限度額の増額もご検討ください。



役員の相続人向け上乗せ補償(追加支払限度額)

【特徴③】ご家族(相続人)も手厚くお守りします!

役員の相続人について、債務を相続した際にそなえ、役員の相続人ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての役員の相続人に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。)

保険期間延長(ランオフカバー)の特則

【特徴④】役員退任後の補償も安心!

この保険契約が更新されず、かつ、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約が締結されない場合は、

①保険期間末日から90日間の延長期間が適用されます。

②退任役員(初年度契約の保険期間初日以降にこの保険契約の保険期間の末日以前退任した役員であって、その後いかなる法人においても役員としての地位に就いていない者)については、保険期間末日から10年間の延長期間が適用されます。

ただし、いずれも保険期間の末日までに行われた行為に起因する損害に限り、

(※)法人の第三者との合併、法人の第三者への全資産の譲渡または第三者によって法人の議決権の過半数の取得によって役員としての地位を退任した場合等には適用されません。

(4) 保険金のお支払い方法

被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとに、以下により算出された金額を1記名法人ごと(個人被保険者に対してお支払いする保険金の額は補償項目ごとかつ個人被保険者ごと)にお支払いします。

ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合算して、ご契約された保険期間中総支払限度額が限度となります(*).

補償項目ごとに設定される保険期間中支払限度額は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

(*)法人外役員または役員の相続人に対して、お支払いする保険金を除きます。

$$\text{保険金の額} = \text{被保険者が被った損害の合計額}$$

(5) 加入タイプと保険料

☆期の途中からのご加入が可能です。下記保険料の月割計算となります。

年間保険料 (単位: 円)

下表より保険料をご確認ください。各タイプともに免責金額は0円です。

なお、「直近の決算年度の総資産額が200億円以上」、「社会福祉法人以外の法人形態」、「3億円以上の支払限度額をご希望」の場合は、個別に年間保険料をお見積りさせていただきますので、別途、取扱代理店までお問い合わせください。

補償パターン	保険期間中 総支払限度額 (*1)	総資産額区分別保険料 (貸借対照表上の資産の部 合計額)					
		①0~3億円	②3~10億円	③10~20億円	④20~50億円	⑤50~100億円	⑥100~200億円
A	5000万円	56,200 (2,810)	60,600 (3,030)	61,140 (3,060)	66,000 (3,300)	72,830 (3,640)	80,920 (4,050)
B	1億円	79,570 (3,980)	82,080 (4,100)	83,600 (4,180)	91,560 (4,580)	100,280 (5,010)	121,380 (6,070)
C	3億円	122,270 (6,110)	126,540 (6,330)	132,090 (6,600)	147,620 (7,380)	172,900 (8,650)	205,200 (10,260)

※保険料は直近の決算年度における総資産額の範囲別に定額保険料を設定します。(範囲内の額は、下限を「以上」、上限を「未満」とします。)

(*1) 法人外役員の方(非業務執行理事等)には、1人あたり1億円の支払限度額が上乗せされます(全ての法人外役員の上乗せ合計額は5億円が限度)。

役員の上乗せには、1人あたり1億円の支払限度額が上乗せされます(全ての役員の上乗せ合計額は3億円が限度)。

例として、補償パターンBにご加入の場合、法人外役員の方は1億円の上乗せ補償により2億円が限度となります(ただし、全ての法人外役員の上乗せ合計額は5億円が限度)。

()内の金額について

役員個人への給与課税を回避するために、役員の方からの法人に対する賠償部分の保険料を区分して明記し、当該部分保険料を役員の方個人に負担いただくことが出来るようにしております。

役員に当該保険料分の利益(給与所得)があったとされ、保険料の金額分に給与課税がなされる可能性に配慮した対応ですが、最終的な保険料負担可否の判断を確認したい場合は税理士もしくは弁護士の方にご相談ください。

なお、この部分も含めて法人が保険料負担した場合であっても、保険契約自体は有効です。

契約者

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

※この保険契約は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会を保険契約者とし、その会員法人を記名法人とする役員賠償責任保険(D&O マネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯会社役員賠償責任保険))の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。

保険期間中 総支払限度額

5千万円・1億円・3億円の3パターンからご選択いただきます。
(免責金額はありません)

(6) お申込み方法

☆期の途中からのご加入が可能です(保険料は月割計算)。

加入手続き

- 添付の水色の「加入依頼書」、「ご質問書 兼 告知事項申告書」に必要事項を記入・押印ください。
- 上記1の書類に加え、直近の総資産額の方かる決算資料(貸借対照表等)を添えて、下記記載の取扱代理店までご送付ください。

<ご送付先> 有限会社東京福祉企画 Tel:03-3268-0910 Fax:03-3268-8832
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

- 保険料は下記の口座まで募集締切日までにお振込みください。

<お振込先> みずほ銀行 飯田橋支店 普通 No.1460372
福) 東京都社会福祉協議会 民間福祉職員労災上乗せ保険口

(7) 保険金をお支払いしない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

●次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
- ・被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する対象事由
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する対象事由
- ・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由

●次の事由は、すべての被保険者に適用されます。

- ・保険証券記載の遡及日より前に行われた行為に起因する一連の対象事由
- ・初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実起因する一連の対象事由
- ・この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由
- ・戦争、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変に起因する対象事由
- ・汚染物質の流出、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する対象事由
- ・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求（*1）（*2）（*3）

（*1）個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害（個人被保険者本人の直接の行為により発生した損害を除きます。）については補償対象です。

（*2）個人被保険者に対して雇用関連損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金・争訟費用に限ります。）については補償対象となります。ただし、侵害行為のうちセクハラ、パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。

（*3）法人内調査費用または第三者委員会設置・活動費用による損害は補償対象です。

- ・被保険者が以下のいずれかの米国の法令に違反したと主張する申立てに基づき発生した対象事由

- ①米国従業員退職所得保障法（ERISA法）
- ②米国組織犯罪規制法（RICO法）
- ③米国証券取引所法

- ・米国の法令に基づき、個人被保険者に対して、記名法人もしくは他の個人被保険者からなされた損害賠償請求（*4）（*5）

・次の損害

- ①税金、罰金、科料、過料、課徴金
- ②法令上保険適用が認められない損害
- ③汚染浄化費用またはこれによる損害

- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

- ・個人被保険者に対してなされた次の損害賠償請求

個人被保険者である役員の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求

（*4）米国以外で発生した損害については、他の個人被保険者からなされた損害賠償請求は補償対象です。

なお、米国で発生した損害についても、分担割合の争訟費用、株主代表訴訟に関しては補償対象です（免責としません。）。

（*5）米国以外で発生した損害については、記名法人から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求（訴訟）は補償対象です。

等

< 重大事由による解除について >

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

ご注意事項

●もし事故が起きたときは

対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。
対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限りです。)を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。
また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。
このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●ご加入の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご加入につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

●共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

〈引受保険会社と引受割合〉

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社)	81.0%
三井住友海上火災保険(株)	14.0%
損害保険ジャパン(株)	5.0%

このご案内は、役員賠償責任保険(D&Oマネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険))の概要をご紹介したものです。ご加入に際しては、必ず保険約款をご確認ください。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款になりますが、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

令和6年度世田谷区社会福祉協議会会員会費の実績について

令和6年度の会員会費募集の実績について、別紙のとおり報告する。

令和6年度会員会費の実績について（令和7年3月31日現在）

地域名	地区名	令和6年度実績		対前年度比較（令和6年3月31日現在）	
		会費額（円）	会員数（名）	会費額（円）	会員数（名）
世田谷	池尻	509,400	74	△ 65,000	△ 2
	太子堂	281,100	94	△ 145,200	15
	若林	620,140	328	104,040	53
	上町	456,300	66	42,300	29
	経堂	2,460,850	4,180	72,234	141
	野沢	584,000	536	△ 70,030	△ 80
	下馬	1,033,931	1,110	158,046	170
	上馬	996,700	345	△ 769,254	△ 140
	事務局	5,000	1	0	0
	計	6,947,421	6,734	△ 672,864	186
北沢	梅丘	1,401,990	1,984	24,780	46
	代沢	1,126,928	1,714	△ 29,216	△ 82
	新代田	567,800	33	39,000	11
	北沢	792,000	884	48,400	2
	松原	888,700	344	91,314	6
	松沢	1,296,500	479	△ 8,700	△ 26
	事務局	28,000	7	23,000	6
	計	6,101,918	5,445	188,578	△ 37
玉川	奥沢	1,069,700	290	△ 11,400	12
	九品仏	991,450	399	34,550	11
	等々力	1,692,566	2,648	△ 47,504	△ 72
	上野毛	787,086	3,470	121,086	3,388
	用賀	969,800	183	△ 18,200	4
	二子玉川	455,400	138	△ 54,900	0
	深沢	2,138,210	741	△ 158,080	△ 497
	事務局	10,000	2	0	0
	計	8,114,212	7,871	△ 134,448	2,846
砧	祖師谷	845,700	474	△ 130,515	62
	成城	1,025,721	2,344	3,220	△ 526
	船橋	1,280,030	1,486	△ 74,120	△ 53
	喜多見	2,433,722	3,240	△ 78,337	△ 45
	砧	752,210	386	△ 70,590	△ 17
	事務局	10,000	2	5,000	1
	計	6,347,383	7,932	△ 345,342	△ 578
烏山	上北沢	634,700	134	163,000	△ 208
	上祖師谷	719,000	42	59,000	4
	烏山	769,900	279	△ 28,400	△ 20
	事務局	5,000	1	0	0
	計	2,128,600	456	193,600	△ 224
総務課		394,300	80	29,300	5
総合計		30,033,834	28,518	△ 741,176	2,198

(仮称)福祉喫茶の今後のあり方—機能改善に向けた見直し—〈案〉について

1. 主旨

福祉喫茶については、令和5年度より世田谷区所管との調整を進め令和6年度11月に「(仮称)福祉喫茶の今後のあり方—機能改善に向けた見直し—」として素案を報告した。この間、複数回のアドバイザー会議を通じて学識経験者等にソフト、ハード両面にわたるご意見をいただいた。

この度、「(仮称)福祉喫茶の今後のあり方—機能改善に向けた見直し—」を案としてとりまとめたので、報告する。

2. 素案からの主な変更点

項目	変更点		頁
第1章 策定にあたって	1.策定の主旨	福祉喫茶の位置づけを追記	P1
	2.見直しの位置づけ	(1) 第3次世田谷区住民活動計画を第4次世田谷区地域福祉活動計画に変更	P1
	3.障害者就労をめぐる国、東京都、世田谷区の動き	(3)④第3次世田谷区住民活動計画を第4次世田谷区地域福祉活動計画に変更	P3
第2章 これまでの取り組みの現状と課題	1.保護的就労(世田谷区)	(1) 保護的就労の意義と歴史及び保護的就労年表を追記	P4
		(2) 世田谷区及び実施事業者の役割を追記	P5
	2.保護的就労(本会)	福祉喫茶の概要に画像追加	P7
		福祉喫茶と就労継続支援A型の比較を追加	P8
第3章 今後の福祉喫茶的あり方	2.具体的な取り組み	(1)～(6)内容の要約を追記	P16 ～ P18
コラム	スフィード世田谷とのコラボレーションを追記		P14
	東京テラスまつりで船橋地区事務局とともに出張販売を追記		P19
資料編	○従事者の就労先	追記	P21
	○検討の経過	追記	P22
	○アドバイザー名簿	追記	P23

3. スケジュール(予定)

令和7年	6月	理事会・評議員会(報告) 策定 関係機関周知
	7月	新機能による展開

(仮称)福祉喫茶の今後のあり方

—機能改善に向けた見直し—

〈案〉



令和7年6月27日

目 次

第1章 策定にあたって	
1. 策定の主旨	1
2. 見直しの位置づけ	1
(1) 第4次世田谷区地域福祉活動計画	
(2) 世田谷区地域保健医療福祉総合計画	
(3) せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―	
3. 障害者就労をめぐる国、東京都、世田谷区の動き	2
(1) 国の動き	
(2) 東京都の動き	
(3) 世田谷区の動き	
第2章 これまでの取組みの現状と課題	
1. 保護的就労（世田谷区）	4
(1) 保護的就労の意義と歴史	
(2) 世田谷区及び実施事業者の役割	
2. 保護的就労（本会）	7
(1) 従事者への支援	
(2) 「経営改革計画」における取組み	
(3) 経営（飲食店としての経営）	
(4) 運営（店舗管理や従事者に対する支援）	
(5) 場の活用	
(6) 広報	
第3章 今後の福祉喫茶のあり方	
1. 基本的な考え方	15
(1) 求められる新たな機能	
(2) 視点	
2. 具体的な取組み	16
(1) 保護的就労	
(2) 保護的就労外	
(3) 職員の専門性の向上と連携による支援力の強化	
(4) 場の活用	
(5) メニュー・店舗づくり	
(6) SNS等を活用した広報の強化	
第4章 進行管理	
1. 進行管理	20
資料編	21

第1章 策定にあたって

第1章では、福祉喫茶機能改善にあたって法制度の変遷や障害者就労をめぐる動きを捉えるとともに策定の主旨や見直しの位置づけ等、基本的な事項を定めます。

1. 策定の主旨

福祉喫茶は、平成4年度より世田谷区独自の保護的就労制度のなかで、一般就労への通過型として障害者の就労支援を実施し、30名超を企業へと送り出してきました。

この間、世田谷区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では新規従事者（障害のある職員）の減少や来客数の低下等の課題に対し、平成30年5月経営企画専門員会にて「福祉喫茶事業は、障害者の福祉や雇用に関する制度が変化している中で、抜本的な見直しが必要である」との答申を受け、「経営改革計画(平成30年9月)」において今後の事業の運営方針を打ち出し、人が集まりコミュニケーションを生む場としてのコミュニティカフェへの動き出しを図ったものの、抜本的な見直しには至っていない状況にあります。

福祉喫茶は、障害者の就労支援を先駆的に担ってきましたが、昨今の障害者総合支援法や障害者雇用促進法の改正、法定雇用率算定基礎の追加措置等により、障害者を取り巻く状況は大きく変化しています。障害者を取り巻く状況に合った、きめ細かな支援を目指し、本会の強みを活かした機能改善に向け、(仮称)福祉喫茶の今後のあり方―機能改善に向けた見直し―を策定し、実施を図って参ります。

「福祉喫茶」の位置づけ

本会における福祉喫茶は、障害者の社会参加と自立促進を目的として、一般企業に就労するために必要な知識や能力を身につける場、その機能を有する場と位置づけます。

【定款 第2条 事業第14項 障害者保護就労施設の設置経営】

【保護的就労福祉喫茶事業運営要綱 第1条目的 第2条運営】

2. 見直しの位置づけ

見直しは、以下計画との連動や整合を図りつつ実施いたします。

(1) 第4次世田谷区地域福祉活動計画（令和7～14年度）

第4章 世田谷区社協事業・取り組み方針

2. 各取り組みについて

02 福祉喫茶の社会参加機能の強化【支援の視点：参加支援】

(2) 世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6～13年度）

第4章 今後の施策の方向

第1節 世田谷区版地域包括ケアシステムを強化する

推進施策7 就労

(3) せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー令和6～8年度)

第4章 施策の取組み

3. 参加及び活躍の場の拡大のための施策

(12) 望むワークスタイルを実現するー多様な働き方を可能にするー

3. 障害者就労をめぐる国、東京都、世田谷区の動き

(1) 国の動き

① 平成28年度 障害者差別解消法施行

不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供義務が定められ、国や自治体の障害者への合理的配慮の提供は義務とされ、民間企業は努力義務とされた。

② 平成29年度 働き方改革実現会議決定「働き方改革実行計画」

障害者等の希望や能力を活かした就労支援を推進し、障害の特性などに応じて活躍できることが普通の社会、障害者とともに働くことが当たり前の社会を目指していくこととされた。

③ 平成30年度 法定雇用率算定基礎の追加措置（厚生労働省）

精神障害者（発達障害者含む）が法定雇用率に算定されることとなった。

④ 令和4年度 障害者総合支援法の改正

「障害者の多様な勤労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」として雇用義務対象が短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）に拡大された。

⑤ 令和4年度 障害者雇用促進法改正

事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれた。

(2) 東京都の動き

① 令和6年度 東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6～8年度）

国の基本方針に即しつつ、東京都の実情も踏まえて、成果目標を設定するとともに、一般就労に向けた支援に関する量的な目標を設定している。

※就労移行支援事業所から一般就労への移行者数 3,000人（令和8年度）

(3) 世田谷区の動き

① 令和4年度 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現を目指す条例制定

障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり等のより一層の推進といった課題の解決に必要な施策を総合的に講じている。

② 令和 6 年度 世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和 6～13 年度）

- ・ 今後の課題を「ひきこもり状態、障害、病気など、様々な背景により、就労までにステップが必要な方やその方が望むような働き方ができていない人も取り残さない支援の充実」として、何らかの課題を抱えて働くことが困難な状況にあっても、その人が望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めて支援することを示している。

第 4 章、第 1 節、推進施策 7 就労

- ・ 取組みの方向性を「中間的就労をはじめ、短時間就労や仕事の体験といった場の開発が進むよう事業者に働きかけ、就労に臨む準備段階からの支援をさらに充実していく」等としている。

③ せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー（令和 6～8 年度）

- ・ 希望する働き方の支援として、「障害に限らず、難病、経済的な困窮、生きづらさを抱えた若者やひきこもりなど、何らかの課題を抱えていて働くことが困難な状況にあっても、その人が望むような働き方で働くことができるよう関係機関・担当部署と連携して、働きたい方の特性や希望に応じた就労の実現に向け全庁的に取り組む」としている。

第 4 章、3（12）、137

- ・ 保護的就労の見直しとして、「一般企業への就労が難しい障害者が、援助者のもとで働き、労働習慣や社会性を取得したうえで、おおむね 5 年を目途に一般就労へと移行を図る保護的就労は、各外郭団体と検討を行い、雇用を取り巻く社会情勢に合わせた事業への見直しを行う」としている。

第 4 章、3（12）、138

④ 第 4 次世田谷区地域福祉活動計画（令和 7～14 年度）

第 4 章 世田谷区社協事業・取り組み方針

2. 各取り組みについて

02 福祉喫茶の社会参加機能の強化【支援の視点：参加支援】

「つなぎ」を要する住民の参加支援の充実

第2章 これまでの取組みの現状と課題

第2章では、保護的就労の取組みや、平成29年度専門性の高い外部委員を招き本会の事業・財政・人事・人材育成・組織等について検討した「経営企画専門委員会」における答申を受け、平成30年度策定した「経営改革計画」の実施状況、これまでの事業実績等を検証・評価し、課題を整理します。

1. 保護的就労（世田谷区）

(1) 保護的就労の意義と歴史

昭和56年「国際障害者年」が制定され、障害者の「完全参加と平等」という目標が掲げられました。この流れの中で、世田谷区は「世田谷区障害者施策10ヵ年計画」を策定し、障害者施策として、自立生活の支援・生活環境の整備・移動手段の確保の整備・就労の機会の拡大等、広くライフステージに対応した施策を具体化する場として、平成元年度より区立施設の中に保護的就労の場を設けました。

保護的就労は、一般就労（企業就労）と福祉的就労（施設内就労）の中間的位置付けで、一般就労への通過型就労として実施している世田谷区独自の仕組みです。知的障害、身体障害のある方が清掃や喫茶等、実際の仕事を通じて労働の習慣や社会性を身につけ企業等への就職をめざすこととしています。

【保護的就労 年表】

年	内 容
平成元年	<p>保護的就労の誕生</p> <p>《目 的》 就労機会の確保のために世田谷区が設置</p> <p>《経 緯》 就労支援センターや就労移行事業所が無かった時代、福祉作業所から離籍して一般就労をすることに対し、保護者が不安や不満を抱えており、そうした親の声を受け、身近な場所に「施設に通うのと同じ時間で働ける雇用の場」を作ろうという機運が高まり、設置</p> <p>《事 業 者》 世田谷区社会福祉協議会、世田谷サービス公社</p>
平成4年～	<p>保護的就労の拡大</p> <p>定員数</p> <p>・平成元年:12名 ・平成4年:60名 ・平成7年:99名 ・平成8年:112名</p>
平成10年	<p>障害者就労支援センターすきっぷ[®] 開設</p> <p>保護的就労における役割も担う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者やその保護者に対する一般就労に関する情報提供 ・雇用主は従事者の能力開発、一般就労に向け、障害者就労支援センターすきっぷと緊密に連絡する。

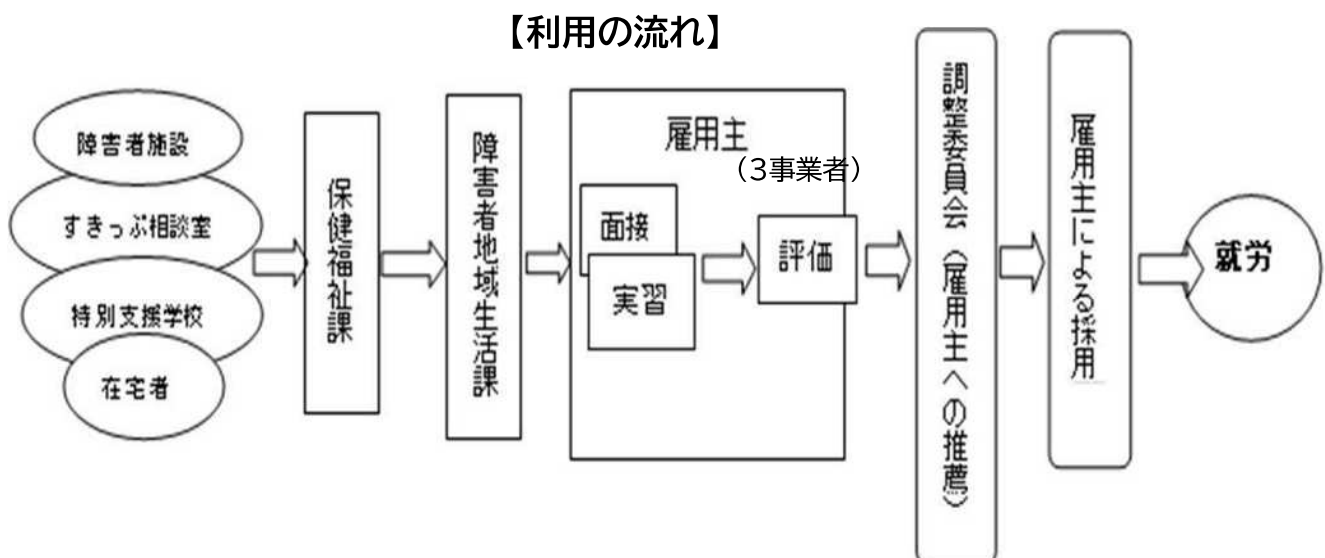
年	内 容
平成12年	世田谷区社会福祉事業団 保護的就労開始 全3事業者となる。
平成23年	<p>通過型の確立</p> <p>この間、課題に対する見直しを行うとともに、事業者等の意見聴取等を踏まえ、区より「今後の保護的就労」が示された。(通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、雇用する従事者は、5年を目途に一般就労へ移行していくことを前提とし、それに対する支援を行う。 ・就労においては、障害者就労支援センターすきっぷと連携し、円滑な就労への移行を図る。 ・現従事者についても、希望等を考慮した上で、可能であれば、一般就労への支援を行う。

世田谷区資料等より抜粋

(2) 世田谷区及び実施事業者の役割

保護的就労は、世田谷区が窓口となり、本会を含めた3事業者が実施機関となっています。世田谷区は、福祉施設や特別支援学校等から利用希望を受け、業種の希望に即し、事業者が面接・実習を行います。世田谷区は事業者による評価をもとに、福祉施設や就労移行支援事業所等が参加する調整委員会を開催して事業者への推薦を決定します。

発足当初は、福祉施設からの受入れが主でしたが、年数を経る中で特別支援学校や離職の方の利用も増え、「もっと多くの障害のある人たちに就労の機会を広げてほしい」という声が聞かれています。実施事業者は、採用から5年を目途に日常業務指導を通し、一般就労への移行を前提に支援を行います。就労移行にあたっては、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷと連携しています。



世田谷区障害者地域生活課 「世田谷区の保護的就労」抜粋

取組みの現状

- ① 世田谷区では、平成元年度より知的障害者・身体障害者を対象とした保護的就労を開始し、平成10年度から「障害者就労支援センターすきっぷ」との連携により、数多くの障害者の一般就労が実現しています。
- ② 世田谷サービス公社、世田谷区社会福祉事業団及び本会の3事業者が実施機関となっており、世田谷サービス公社、世田谷区社会福祉事業団が建物清掃等、本会が喫茶サービスを業種としています。
- ③ 世田谷サービス公社では、保護的就労のほか、ユニバーサル就労として難病患者に対する就労機会の提供やシルバー障害者の雇用が予定されています。

現状における課題

- ① 法定雇用率の上昇や障害者雇用のための事業主支援が強化されたことに伴い、軽度の障害者は特別支援学校や就労移行支援事業所から直に一般就労が可能となり、世田谷区を受付窓口とした保護的就労の希望者は減少、欠員が続いています。
- ② 世田谷区ではノーマライゼーションプラン（令和3～5年度）に続き、インクルージョンプラン（令和6～8年度）において「保護的就労の見直し」を掲げています。

【保護的就労従事者数】

年度		R1	R2	R3	R4	R5
本会	定員	11	11	8	8	8
	在籍	9	8	6	3	1
サービス公社	定員	55	58	74	73	72
	在籍	55	55	51	47	44
事業団	定員	28	27	25	25	25
	在籍	18	15	14	13	12
合計	定員	94	96	107	106	105
	在籍	82	78	71	63	57
	充足率	87%	81%	66%	59%	54%

2. 保護的就労（本会）

世田谷区の保護的就労制度に則り、平成4年度より福祉喫茶を開店、喫茶というサービス業種により訓練機会を確保し、60余名の従事者の「一般就労」という目標に向かって、支援しています。

- 平成4年度以降、毎年、福祉喫茶「YOU・遊」をはじめとして「ぷらたなす（平成30年度閉店）」、「桜ん房」、「どんぐり」の4店を開店しました。
- 平成12年度、世田谷区より「世田谷区保護的就労従事者調整要領」が示され従事者の在職期間が「採用から概ね5年」となり、以降要領を遵守した取組みを行っています。
- 平成16年度から「障害者就労支援センターすきっぷ」と連携し、30余名の障害者の一般就労が実現しています。

【福祉喫茶の概要】

	喫茶 YOU・遊	喫茶桜ん房	喫茶どんぐり
運営	赤堤5-31-5 松沢まちづくりセンター内	祖師谷3-10-4 砧図書館内	南烏山1-10-10 世田谷文学館内
開店	11:00~17:00	11:00~17:00	11:00~17:00
定休	日曜日、月曜日、祝日、 年未年始	月曜日、第2木曜、 年未年始	月曜日（祝日の場合翌） 年未年始
体制	店長1名（非常勤） 援助者6名（臨時職員） 従事者定員2名	店長1名（非常勤） 援助者6名（臨時職員） 従事者定員2名	店長1名（非常勤） 援助者11名（臨時職員） 従事者定員4名
開設	平成4年4月	平成6年5月	平成7年4月
			

令和7年3月現在

【福祉喫茶と就労継続支援 A 型の比較】

福祉喫茶は、障害等の理由で一般就労が難しい方を対象として生産活動や就労機会の提供を行う障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービス「就労継続支援A型」と共通項があります。

	福祉喫茶	就労継続支援A型
設 置	平成元年～	平成17年～
関係法令	世田谷区保護的就労従事者調整要領	障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業
設 備	厨房・ホール・事務室・洗面所・トイレ	訓練作業室・相談室・事務室 ・洗面所・トイレ
利用形態	雇用契約	利用申請及び雇用契約
賃金体系	最低賃金保障	最低賃金保障
支援体制	管理者・店長・援助者	管理者・サービス管理責任者・ 職業指導員・生活支援員

(1) 従事者への支援

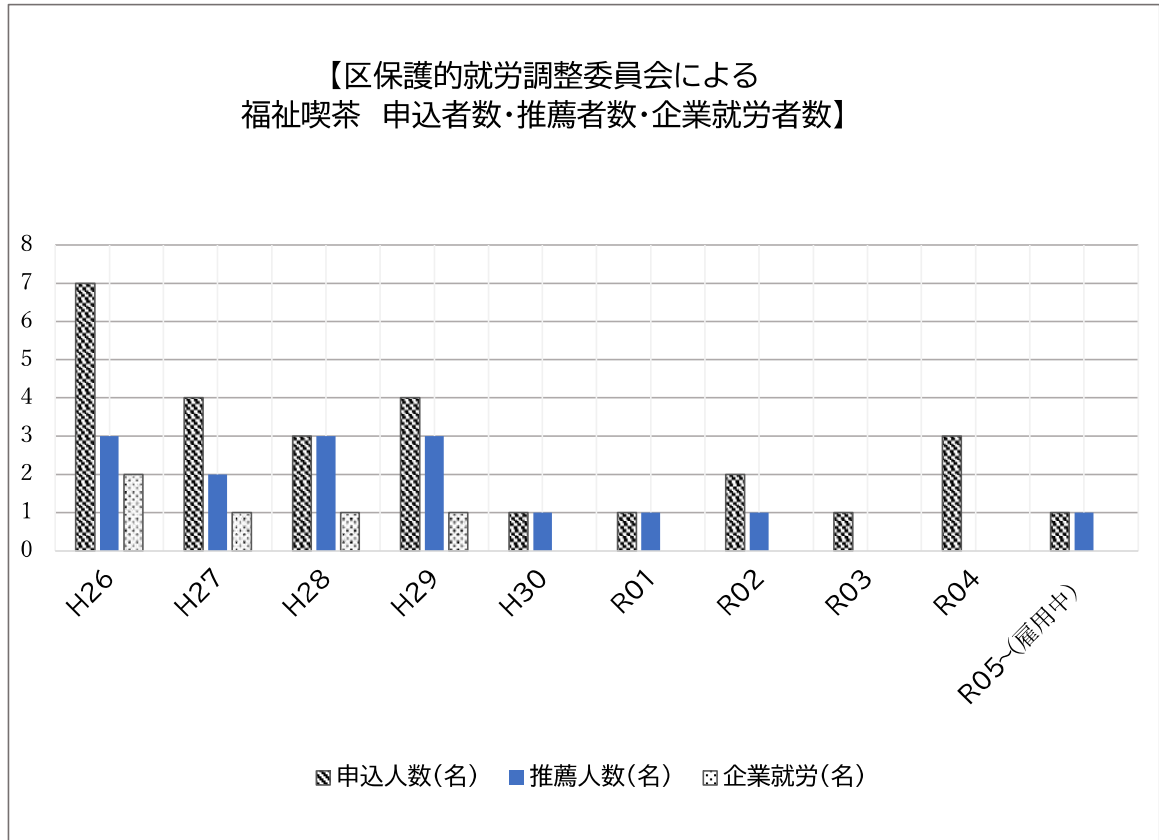
日常動作や通勤、体力等に支障がなく、採用から5年を目途に一般就労へ移行する意思のある知的障害者に対し面接・実習を行い、世田谷区保護的就労調整委員会による推薦を受けた者を従事者（臨時職員）として雇用しています。

取組みの現状

- ① 申込み受付及びアセスメントは区保健福祉課が、福祉喫茶の概要の説明と、仕事の内容や職場環境を体験する機会として2店舗で各3日間の実習を本会が実施しています。
- ② 申込は、特別支援学校や就労継続支援B型施設が中心です。
※就労継続支援B型施設：一般企業への就労に結びつかない方や一定年齢に達している方等に生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う

現状における課題

- ① 障害受容が深まっていない場合があります。
- ② 障害の重複や重度化により、健康管理や日常生活管理面の支援が必要な場面が多くなっています。
- ③ 従事者が過去に受けた強いストレス等に起因する不安感情や恐怖心が支援をする中で徐々に判かってくるという状況があり、生活歴等の詳細な把握が必要です。
- ④ 訓練期間内で一般就労へ移行可能な従事者は減少傾向にあります。



(2) 「経営改革計画」における取組み（平成 30 年度から令和 4 年度）

平成 30 年 5 月経営企画専門員会答申を受け、経営改革計画(平成 30 年 9 月)における「今後の事業の運営方針」に基づきコミュニティカフェ等のプログラムを実施するなど改善に取り組みました。

経営企画専門員会答申

- ① 福祉喫茶事業は、長年にわたり事業のスキームを変えていないが、障害者の福祉や雇用に関する制度が変化している中で、抜本的な見直しが必要である。
- ② 福祉喫茶事業は、様々な人たちがつながる地域の活動拠点となるような機能転換や地域のボランティア等と協働した運営形態等について検討する必要がある。

経営改革計画

- ① 障害者福祉や雇用制度など法制度が変わる中で、福祉喫茶事業の見直しが必要となっている。
- ② 高齢化の進展や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など地域社会が変化する中で、本会として、新たな住民ニーズに対応する事業の開発が求められている。

「今後の事業の運営方針」

- ◇ 福祉喫茶事業は、関係機関と連携して、就労支援を強化するとともに、保護的就労の枠組みに囚われない多様な働き方を体験できる場所として活用を図る。
- ◇ 各店舗の特性を活かしながら、地域住民の活動拠点として活用するなど機能を拡充するとともに、集客に努め、収支の改善を図る。

取組み状況

- ① NPO や地区事業等と連携したコミュニティカフェの展開やご高齢の方や障害のある方の居場所づくりとして遊食会を開催しました。

名称	主催	対象	会場	内容
おしゃべり ★カフェ	松沢地区社協	高齢者	YOU・遊	毎週水曜日 11:00～14:00 昼食・お茶、おしゃべり
すまほ茶屋	NPO 法人 SOHO 世田谷	スマホを活用したい住民	桜ん房	第2・4火曜日午後 スマホの使い方講習、お茶、おしゃべり
ぷらっと カフェ	ぷらっとホーム 世田谷	利用者	YOU・遊	第2・4木曜日 14:00～16:00 お茶・クッキー、おしゃべり
			桜ん房	第1・3火曜日 14:30～16:30) お茶・クッキー
遊食会	YOU・遊	近隣住民	YOU・遊	毎月第2金曜日 夕食を食べながらおしゃべり

- ② ボランティア・地域人材を活用した「ワンデイシェフ」を実施しました。

開催	協力者・団体	提供数	内容
6月	中杉ガーデン・昭和女子大学	29食	近隣農園とゼミの学生が連携し、夏野菜を使用したカレーや丼をメニュー化、福祉喫茶を発表の場として活用、産学連携を実現
11月	コミュニティカフェの参加者・支援者	36食	料理自慢の参加者等が得意料理の変わり種餃子を手作りし提供
12月	ぷらっとホーム世田谷利用者	37食	フルーツカービングの技術をもつ利用者がドリンクに添えるフルーツをカットし高い技術力を披露

- ③ 障害のある人たちの社会参加を企業・社員と連携して促進していく都補助事業「東京D&Iプロジェクト」を活用し、スペシャルメニューを提供する「ココロンウィーク（5日間）」を開催しました。

開催	客数	収入	前年比	内容
12月 (5日間)	216 人	134,550 円	242 %	従事者（障害のある職員）がココロンをモチーフとしたパンケーキやカフェラテを「世界にたった一つだけのメニュー」として手作りする

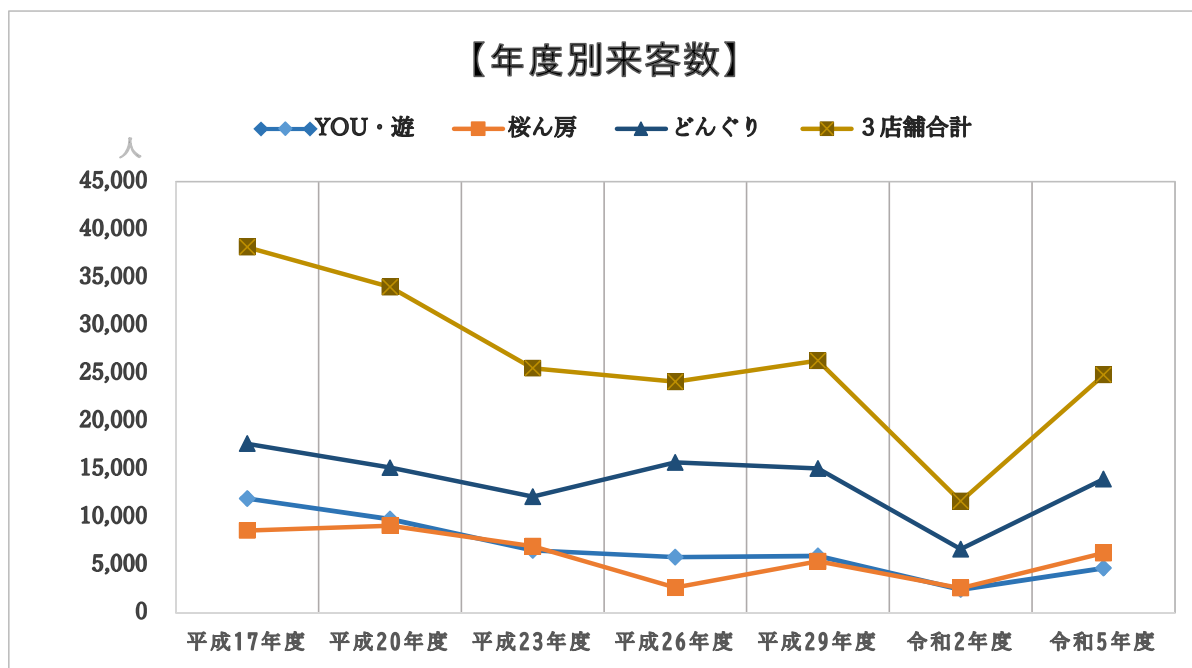
取組みにおける課題

- ① 計画実施の翌年からコロナ禍となり、飲食店として数カ月にわたる休業を余儀なくされました。コミュニティカフェとしては、営業再開後も三密回避等の感染症対策を行う必要性から休止の状態となり、その期間が長引いた結果、現在行われているのは、「おしゃべり★カフェ（松沢地区事業）」のみとなっています。
- ② 「ワンデイシェフ」及び「ココロンウィーク」は、原材料比率が40%を超過し、経費の必要なイベント性の高いものとなり、単発の実施に留まりました。

(3) 経営（飲食店としての経営）

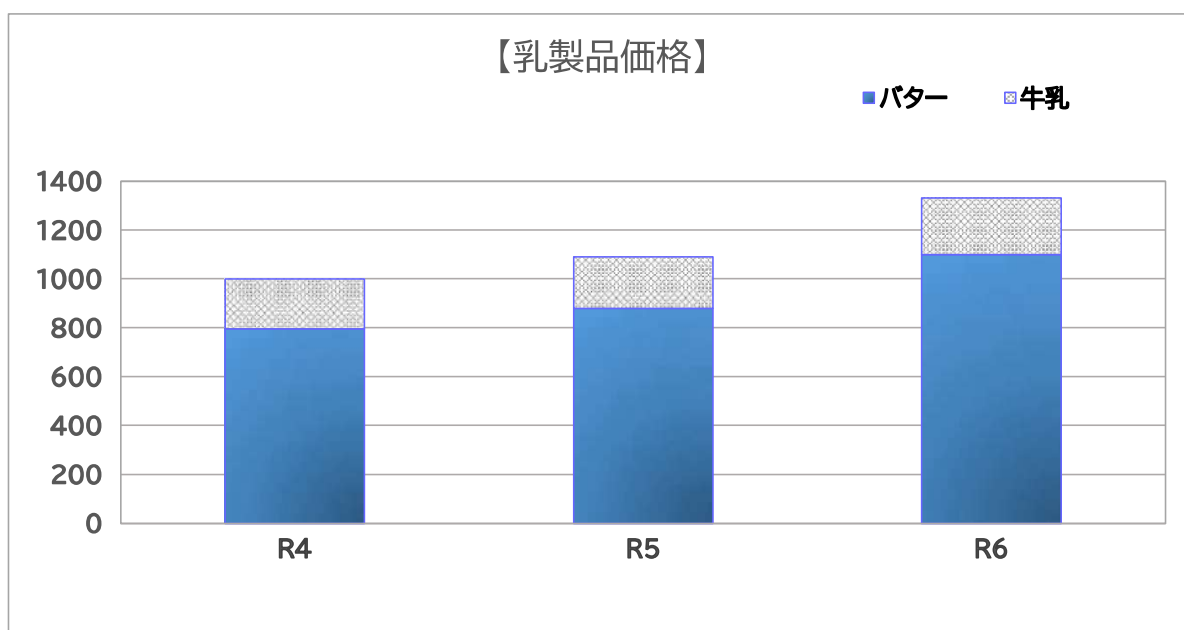
取組みの現状

- ① 季節に合ったメニューを考案し、集客に繋がるよう工夫を凝らしています。
- ② 焼き菓子の材料を精選し製法を統一することで、製造・販売で店舗間の協力体制がとれるようにしています。
- ③ 売上・来客数は減少傾向にありますが、コロナ禍が明けやや上向きとなっています。



現状における課題

- ① 長引く原材料の高騰により、全メニューで原材料比率が高くなっています。特に乳製品の価格高騰が顕著です。
- ② 定番メニューの価格は、令和元年度より据え置いています。
- ③ 原材料比率を抑えるためメニュー価格の見直しが必要であると考えています。
- ④ 訓練機会の確保の観点から施設特性や利用ニーズを踏まえた各店の集客戦略が必要です。



(4) 運営（店舗管理や従事者に対する支援）

取組みの現状

- ① 店長と援助者が現場を担い、本部が巡回等支援を行っています。
- ② 運営にあたっては、障害支援、店舗経営、衛生管理、職員育成、勤怠管理と広範な業務に取り組んでいます。
- ③ 土日祝日を含め店舗を安定的に運営することができるよう、多数の援助者の協力を得ています。
- ④ 従事者に対する支援力向上を図るため、東京障害者職業センター等を講師とした「障害の理解」等を必須研修として実施しています。
- ⑤ 調理や清掃等の作業をできるだけ細かな工程に分け、従事者が関わることのできる工程については視覚化した作業マニュアルを作成し、従事者の訓練機会を増やしています。

現状における課題

- ① シフト制のため、従事者支援にあたる時間は、援助者個々に相違があります。
- ② 障害支援の経験のある職員は限定されており、OJT での支援力向上は難しく、研修等で支援の質を高めていく必要があります。
- ③ 支援力の向上や安定的な運営の継続のための体制を強化する必要があります。

(5) 場の活用

行政財産使用許可、または教育財産使用許可を受け「障害者の就労支援の場」として福祉喫茶を運営しています。

取組みの現状

- ① 地区事業と連携し、気軽におしゃべりしたり、ちょっとした困りごとを相談したりする身近な場所として定期的に「おしゃべり★カフェ」が開催されています。（喫茶YOU・遊）
- ② ぶらっとホーム世田谷と連携し、就労準備支援事業として引きこもりの方等に就労のイメージを持っていただくための「職場見学」を実施しています。（喫茶YOU・遊）
- ③ 近隣の公立中学・高校から職場体験の受入れを行っています。（喫茶YOU・遊、喫茶どんぐり）
- ④ 近隣の障害者施設から実習の受入れを行っています。（喫茶桜ん房）
- ⑤ 障害施設等から、パーティー等での貸切り利用があります。（喫茶YOU・遊）

現状における課題

- ① 区施設内に設置されている2店舗（喫茶桜ん房、喫茶どんぐり）は、区施設への来館者による喫茶利用が多いため貸切り利用が難しく、実施店舗は1店舗（喫茶YOU・遊）に限られています。
- ② 職場体験の申込みがある学校は特定されています。

（6）広報

取組みの現状

- ① 3店舗共通のポイントカードを作成し、来店に繋がる取組みを行っています。
- ② 地域のイベントや協定機関との連携による焼き菓子の出張販売を実施し、販売物と合わせてチラシを配布する等、PRに努めています。
- ③ 区施設内の店舗ではタウン誌への掲載等、施設と連携した取組みを実施しています。
- ④ ホームページに営業日やアクセス、おすすめメニューを掲載し、来店に繋げています。

現状における課題

- ① 出張販売が定期的に行えるよう、機会の確保が望まれます。
- ② 来客数を増やすため、インターネットを活用する等戦略的な取組みが必要です。

コラム

スフィード世田谷とのコラボレーション



本会は、スフィード世田谷と令和4年度より、「地域福祉の推進に関する協定」を締結し、スフィード世田谷のホームゲーム等において、ロゴマークを冠した焼き菓子を製造・販売し、福祉喫茶のPRに努めています。

第3章 今後の福祉喫茶のあり方

第3章では、これまでの取組みの現状と課題を受けて、今後の福祉喫茶に求められる機能や具体の取組みを示します。

1. 基本的な考え方

(1) 求められる新たな機能

世田谷区地域保健医療総合計画やせたがやインクルージョンプラン、また学識経験者等からの意見聴取を踏まえ、以下のとおりとする。

保護的就労の取組みを継続するとともに、保護的就労の枠組みに囚われない保護的就労外の場合として、新たに福祉喫茶を位置づける。

(2) 視点

基本的な考え方を踏まえ、前章で確認した諸課題へ対応するため、以下の方向性に基づき、他機関と連携し、具体的な取組みを行う。

視点1：支援を充実する

中間的就労の場として広範な業務をもつ福祉喫茶の特徴を活かし、希望に合わせた業務内容や時間、日数のシフト体制を取ることで、就労までにステップが必要な方等にも無理のない多様な形態の仕事体験、実習を提供し、希望する働き方を実現します。

視点2：場の価値を高める

福祉喫茶は、全て区の付帯施設となっており、来館者に知られる場となっています。また、人の往来の多い商店街等の通りに面しており、地域住民の方々にとって場としての利便性は高いといえます。この店舗の立地を活かし、地域住民の方々の居場所として、繋がりづくりに役立てていきます。

2. 具体的な取組み

(1) 保護的就労

保護的就労の対象者を開拓するため、学校や就労移行施設等に直接出向いて事業説明を行い、実習者の受入れに努めます。

- ① 世田谷区や実施団体と連携を密にし、対象者の開拓のため、学校・施設等へ保護的就労及び福祉喫茶の説明に出向き、情報が少ないことによりサービスに辿り着けないということのないよう、直接的なアプローチを行います。
- ② 地域障害者相談支援センターぽーとや世田谷区手をつなぐ親の会との連携に努め、離職後、在宅生活となっている方への働きかけを進めます。
- ③ 学校との連携にあたっては、1年次からの実習受入れを行い、年次に合わせた支援を実施します。(1年次：2日、2年次：3日、3年次：3日複数店舗)
- ④ 採用時は、まず利用施設等からの情報収集を行い、十分なアセスメントを実施します。
- ⑤ 採用後は、学校や施設等のアフターフォローを活用するとともに、連携して早期安定に向けた支援を行います。
- ⑥ 本人や家族とともに年次毎の段階的な目標設定を行い、5年次までの計画を見える化し進捗の共有に努めます。
- ⑦ 異なる環境下における本人の遂行力を評価するため、他店舗出張や他団体での実習も視野に、一般就労に向けた実践的な取り組みを進めます。

【連携機関】

特別支援学校・就労移行支援事業所・地域障害者相談支援センターぽーと・世田谷区手をつなぐ親の会・世田谷区・障害者就労支援センターすきっぷ・保護的就労実施団体

(2) 保護的就労外

誰もが希望や能力に応じ、職業を通じた社会参加ができるよう、希望条件を適える時間設定や業務の切り出しを行い、働く意欲を醸成します。

- ① 福祉喫茶を保護的就労に加え、多様な働き方ができる場、就労体験のできる実習の場と位置付けます。
- ② 実施にあたっては、国や都が進める就労支援プログラムを行う機関と連携し、支援機関の就労準備支援担当とともに実習者の状態に合わせ、きめ細かな一貫性のある支援を行います。
- ③ ご本人の希望や到達度に応じた個別の支援計画を策定します。
- ④ 対象は、体調に波がある、長時間働けない、能力はあるが自信がない等の理由で働き

たいけれど働けていない方、就労までにステップが必要な方で厚生労働省が進める就労準備支援事業や病院等がハローワークと連携して行う就労支援プログラムの利用者とし、実施機関と連携した支援体制を構築します。

- ⑤ 日数や始業・終業・休憩時間等について自由度の高い実習形態とします。
- ⑥ 特性や希望に応じた実習形態を実現し、社会との接点を得ることで、社会の一員として「働くこと」の意欲を醸成し、自己有用感を高めます。

【連携機関】

ぷらっとホーム世田谷・病院等

(3) 職員の専門性の向上と連携による支援力の強化

職員の支援力を高める研修等を実施するとともに、障害者就労支援センター等と連携し、実習者ひとりひとりに即した支援を行います。

- ① 支援対象に合わせた、専門性の高い研修を実施します。
- ② 直接的且つリアルタイムに支援のポイントが把握できるようスーパーバイザーを配置する等し、職員が自信をもって支援に望めるよう計画的に OJT を実施します。
- ③ 支援機関との連携を密にし、対象者ひとりひとりに合った支援ができるよう柔軟な支援を行います。
- ④ 支援機関との定期的なカンファレンスを実施し、対象者の変化に応じた支援を実施します。

【連携機関】

障害者就労支援センターすきっぷ・ぷらっとホーム世田谷・病院等

(4) 場の活用

福祉喫茶が地域住民の活動拠点となるよう、居場所づくりや近隣の学校や施設から職場体験の受入れを進める等、地域に開かれた場となるよう取り組みます。

- ① 区の付帯施設であるという好立地を活かし、高齢者や障害者の居場所づくり等への活用を図り、福祉喫茶が地域住民の活動拠点となるよう取り組みます。

【連携機関】

地域・地区事業、ぷらっとホーム世田谷

- ② 公立中学・高校からの職場体験を広く受入れ、進んで働こうとする意欲や態度、また働くことの厳しさや喜び等を体験する場を作り、中・高生の勤労観、職業観等を育みます。また、障害理解や福祉喫茶の役割を伝え、福祉を身近に感じる機会となるよう取り組みます。

【連携機関】

公立中学校・高校

- ③ 特別支援学校や障害者施設等からの実習受入れを広く行い、就労の可能性を探る機会となるよう受入れプログラムを作成します。

【連携機関】

特別支援学校・障害者施設

(5) メニュー・店舗づくり

多世代に利用される居心地の良い店舗づくりを目指し、メニュー開発やインテリアデザインを行います。

- ① 客層やニーズの把握を行い、各店舗のコンセプトを明確化します。
- ② フードコーディネーター等専門職を招き、新メニューの開発や調理技術の指導を仰ぎ、季節感のある多様なメニューを提供します。
- ③ メニュー開発にあたっては、店舗毎の目玉商品や売れ筋商品を作ります。
- ④ 長引く原材料の高騰による原材料比率の上昇を鑑み、新メニューの開発・提供に合わせて、価格改定を行います。
- ⑤ インテリアデザイン学部等のある大学と連携し、アプローチからの導線や座席配置、什器の高さや照明等のディスプレイを工夫して多世代に利用される居心地のよい店舗づくりを目指します。
- ⑥ 利用ニーズを踏まえた集客戦略を立案し、従事者・実習者の訓練機会を確保します。

【連携機関】

フードサービス協会等、インテリアデザイン学部等のある大学

(6) SNS等を活用した広報の強化

利用客が求める福祉喫茶の魅力や実習者が知りたい就労支援のあり方等をさまざまな媒体を活用してお伝えします。

- ① 店舗で活用できるポイントカードに加え、季節メニューの販売に合わせクーポンを発行する等、リピート率向上に繋がるキャンペーンを実施します。
- ② 地域のイベント等は、積極的に参加し、福祉喫茶の目玉商品を販売することでPRに努めます。
- ③ 福祉喫茶が就労支援の場のみでなく、障害者や高齢者の生きがい創出の場となるよう、各店舗の役割と繋がりを明確化し、コンセプトやストーリーを作成してSNSを活用した情報発信を図ります。

コラム

東京テラスまつりで船橋地区事務局とともに出張販売



福祉喫茶では、世田谷区の障害者週間記念事業である区民ふれあいフェスタをはじめ、地域の子ども祭りや地域イベントに積極的に参加し、チラシやショップカードを配布する等して福祉喫茶のPRに努めています。出張販売は、「呼び込み」や「品出し」、「釣銭の計算」など店舗内ではできない業務にチャレンジできる機会でもあり、障害のある職員の重要な訓練機会となっています。

第4章 進行管理

1. 進行管理

来客数や保護的就労の希望者数・従事者数、保護的就労外の希望者数・実習者数等、実施状況を把握し、本会の「理事会」・「評議員会」等に適宜報告することにより進行管理を行うとともに、評価・検証を行います。

また、上記評価・検証とともに、世田谷区や本会の基本方針に基づいているかを確認・点検し、必要に応じ見直しを行います。

従事者の就労先

喫茶の業務には、計量や調理、接客や掃除など多岐にわたる業務があるため、従事者の適性や伸びしろを見つけやすいという利点があります。

お客様からお声掛けいただくことも多く、一般就労に向けての励みになっています。

厨房・食品衛生

キューピー 西洋フードシステム
マルコシフードサービス Sアミーユ経堂
株式会社聖林公司 日本園芸士協会

接客

スターバックスコーヒー

清掃

第一生命チャレンジド Huge 吉祥寺
Sアミーユ経堂 成育医療センター
テイクアンドギブニーズ 日本体育大学
世田谷サービス公社

介護補助

ベネッセスタイルケア

事務

リゾートトラスト 千歳郵便局
イツツデモ 郵政チャレンジド株式会社
日本情報産業 TSUTAYA キューピー
パソナハートフル ヴァンドームヤマダ

その他

グランダ狛江(洗濯補助)
アミーユ経堂(園芸)
お世話や(製造販売)

検 討 の 経 過

会議名	開催日	内容
第1回ワーキング	令和5年5月24日	見直しの背景、現行の取組み状況の確認及びスケジュールの確認
第2回ワーキング	令和5年6月27日	経営改革計画の振り返り、福祉喫茶の課題整理
第3回ワーキング	令和5年7月26日	「障害支援」についての意見交換
第4回ワーキング	令和5年8月8日	「支援力」についての意見交換
第5回ワーキング	令和5年8月16日	「場の活用」についての意見交換
区所管課との会合	令和5年8月17日	世田谷区所管課と方向性の確認
関係者座談会	令和5年8月24日	関係者意見聴取
第6回ワーキング	令和5年10月2日	「経営」・「広報」についての意見交換
経営会議	令和6年1月12日	課題と検討の方向性、進め方についての意見交換
区所管課との会合	令和6年2月27日	世田谷区所管課と方向性の確認
第1回アドバイザー会議	令和6年3月5日	学識経験者意見聴取
経営会議	令和6年3月8日	世田谷区所管課との調整結果報告、検討の視点に関する意見交換
経営会議	令和6年5月10日	骨子案に基づく意見交換
経営会議	令和6年8月9日	素案に基づく意見交換
経営会議	令和6年9月13日	素案に基づく意見交換
経営会議	令和6年10月16日	関係者、学識経験者意見集約を反映した案の検討及び案確定
関係者意見座談会	令和6年10月23日	関係者意見聴取
第2回アドバイザー会議	令和6年12月4日	学識経験者意見聴取
第3回アドバイザー会議	令和7年2月8日	学識経験者意見聴取

アドバイザー名簿

氏名	所属・役職等
小林 繁	明治大学 文学部教授 社会教育学
兼松 忠雄	明治大学 講師 全国喫茶コーナー交流会事務局長
春口 明郎	全国喫茶コーナー交流会実行委員
中川 文彦	ルソン・ド・カフェ相談係
杉野 聖子	江戸川学園おおたかの森専門学校 心理・社会福祉学科学科長

福祉喫茶の今後のあり方
—機能改善に向けた見直し—
令和7年6月

発行 世田谷区社会福祉協議会
所管 地域福祉課
住所 〒157-0066 東京都世田谷区成城 6-3-10
電話 03-5429-1180
F A X 03-5429-1202
U R L <https://www.setagayashakyo.or.jp/>

令和7年6月27日
連携推進課

第23回地域福祉推進大会について

令和7年度 第23回地域福祉推進大会の企画・調整に向けた企画委員会を設置するため、各地域社協福祉推進協議会に企画委員の推薦を依頼したところ、以下の通り回答があったので報告する。

1. 第23回地域福祉推進大会企画委員

世田谷	川崎 恵美子	世田谷地域社協福祉推進協議会副会長 太子堂地区社協会長
北沢	手寫 きみ子	北沢地域社協福祉推進協議会副会長 新代田地区社協会長
玉川	黒木 勉	玉川地域社協福祉推進協議会委員 深沢地区社協副会長
砧	沢田 美佐子	祖師谷地区社協 副会長
烏山	杉田 紀子	烏山地域社協福祉推進協議会副会長 烏山地区社協会計
事務局	長岡 光春	事務局長

(敬称略)

2. 日時・会場

2025年11月1日(土) 午後1時30分開始
世田谷区民会館ホール(せたがやイーグレットホール)

3. 今後の予定

8月 第2回企画委員会(プログラム内容等確認)
9月～10月 周知 参加者募集
10月 第3回企画委員会(当日の役割分担)
11月1日(土) 実施
12月 第4回企画委員会(次回に向けた引継ぎ)

そ の 他

そ の 他

令和7年6月27日
総務課

令和7年度世田谷区社会福祉協議会年間スケジュール（予定）

月	日	曜	会議・事業	時間	会場等
6	27	金	第1回評議員会	14時～16時	北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)
6	28	土	第2回理事会	14時～16時	北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)
11	7	金	第3回理事会	14時～16時	世田谷区民会館別館 (しゃれなあどホール) スワン・ビーナス
11	1	土	第23回地域福祉推進大会	調整中	世田谷区民会館ホール
11	28	金	第2回評議員会	14時～16時	砧区民会館（成城ホール） 集会室C・D
3	13	金	第4回理事会	14時～16時	北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)
3	30	月	第3回評議員会	14時～16時	北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)